

# 明和町立地適正化計画

平成 30 年 6 月

群馬県明和町



# 明和町立地適正化計画 目次

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 本計画の役割 .....	2
3. 計画の位置づけと目標年次 .....	5
4. 計画の策定体制及び策定経緯 .....	6
<b>第2章 将来予測と抱える課題</b> .....	<b>7</b>
1. 将来人口の見通し .....	7
2. 町民ニーズによるまちづくりの方向性 .....	10
3. 明和町の現況と解決すべき課題 .....	12
(1) 公共交通の利便性・持続性の確保 .....	12
(2) 生活サービスの利便性・持続性の確保 .....	13
(3) 福祉・健康の維持 .....	15
(4) 災害に対する安全性の確保 .....	17
(5) 財政の健全性の確保 .....	18
4. 上位・関連計画による位置づけ .....	19
<b>第3章 立地適正化に関する基本的な方針</b> .....	<b>26</b>
1. 重点的に取り組むべき事項 .....	26
2. まちづくりの目標と方針 .....	28
3. めざすべき将来都市構造と各拠点に求められる役割 .....	29
4. まちづくりの方針 .....	30
(1) 都市機能誘導及び居住誘導に関する基本的な考え方 .....	30
(2) 交通ネットワークに関する基本的な考え方 .....	31

**第4章 都市機能誘導施設・誘導区域、居住誘導区域 . . . . . 32**

1. 都市機能誘導施設 . . . . . 32  
    (1) 都市機能の分類と明和町において対象となる施設 . . . . . 32  
    (2) 都市機能及び施設の配置の考え方 . . . . . 35  
    (3) 誘導施設の設定 . . . . . 38  
2. 都市機能誘導区域 . . . . . 39  
3. 居住誘導区域 . . . . . 40  
4. 各区域の範囲図 . . . . . 41

**第5章 誘導施策について . . . . . 42**

1. 誘導施策 . . . . . 42  
2. 届出制度について . . . . . 45  
    (1) 届出とは . . . . . 45  
    (2) 届出の対象となる行為 . . . . . 45

**第6章 実現に向けて . . . . . 47**

1. 計画の実現に向けて . . . . . 47  
    (1) 計画の見直し . . . . . 47  
    (2) 館林都市圏における連携体制の構築 . . . . . 48  
2. 計画の成果目標 . . . . . 49

---

# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景

---

日本各地において、人口減少によるまちの活力の低下、少子高齢化の進行、市街地の拡散による財政負担の増加が進行しています。このような社会・経済情勢の変化をふまえながら、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

効率的で持続可能なまちづくりを進めるためには、行政機能や商業・医療施設などの生活サービス施設をまちなかへ配置・誘導し、その周辺に居住を集約・誘導させて形成した拠点に、公共交通によってアクセス出来るようにするなど、都市の構造を見直す必要があります。

これを受けて、都市再生特別措置法が平成26年（2014年）8月に一部改正され、都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共施設の充実のあり方について定める『立地適正化計画』が創設・制度化されました。

## 2. 本計画の役割

### (1) 計画において定める内容

本計画は、以下について定めるものとなります。

#### ◆立地適正化計画の区域

都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることを基本として設定します。

#### ◆立地の適正化に関する基本的な方針

都市の現状把握・分析を行い、課題を整理したうえで、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、めざすべき将来都市像を設定します。

#### ◆居住誘導区域

人口減少のなかにあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定します。

#### ◆都市機能誘導区域

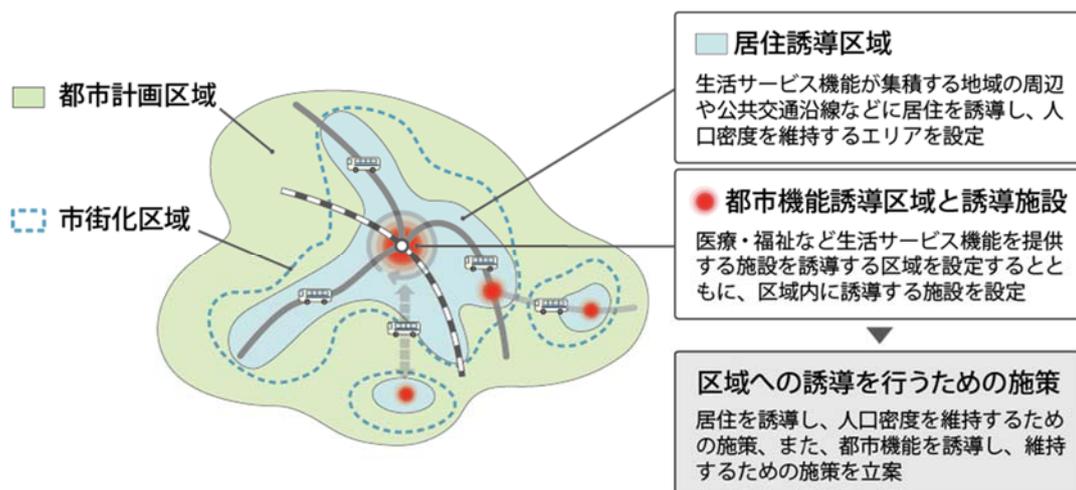
医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定します。

#### ◆都市機能誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定します。

#### ◆誘導施策

居住及び都市機能の誘導を行うための施策を定めます。



本計画において定める内容のイメージ

居住及び都市機能の誘導により、以下のようなメリット・デメリットがあります。

**居住の誘導による  
メリット**

居住環境の向上、公共交通の確保など、居住の誘導を図るための財政・金融・税制上の支援措置などが想定されます。

**国の支援を受けて  
市町村が行う施策**

- 居住の利便の用に供する施設の整備  
例) 都市機能誘導区域へアクセスする道路整備 など
- 公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上  
例) バスの乗換施設整備

**市町村が独自に  
講じる施策**

- 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置  
例) 家賃補助、住宅購入費補助 など
- 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策
- 居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクをわかりやすく提示するなど、当該区域の居住者を誘導するための所要の措置

**都市機能の誘導  
によるメリット**

財政・金融・税制上の支援措置のほか、以下のような施策を民間事業者が活用することで、都市機能の誘導が図られます。

**国などが直接行う  
施策**

- 誘導施設に対する税制上の特例措置
- 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置

**国の支援を受けて  
市町村が行う施策**

- 誘導施設の整備
- 歩行空間の整備
- 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策

**市町村が独自に  
講じる施策**

- 民間事業者に対する誘導施策の運営費用の支援施策
- 市町村が保有する公有地の誘導施設整備への活用

**誘導による  
デメリット**

各区域外において、一定規模以上の開発行為などを行う場合には、「届出」が必要となります。

※詳細については、第5章で説明します。

## (2) 計画の意義と役割

### その① 都市全体を見渡したマスタープラン

- 立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる、市町村マスタープランの高度化版です。



### その② 都市計画と公共交通の一体化

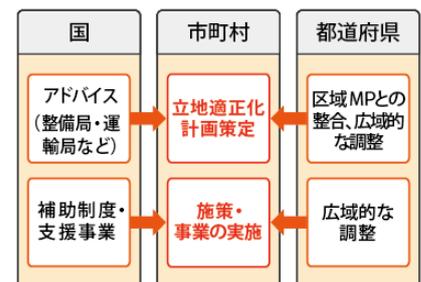
- 居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進することが可能になります。

### その③ 都市計画と民間施設誘導の融合

- 民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みをつくり、インフラ整備や土地利用規制など従来制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

### その④ 市町村の主体性と都道府県の広域調整

- 計画実現に向けては、近隣市町村との協調、連携が重要です。
- 都道府県は、立地適正化計画を策定している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ります。
- 国（国土交通省）は、計画策定から事業推進に至るまでを総合的に支援します。



### その⑤ 市街地空洞化防止のための選択肢が拡大

- 居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールでき、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能となります。

### その⑥ 時間軸をもったアクションプラン

- 計画の達成状況进行评估し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

### その⑦ まちづくりへの公的不動産の活用

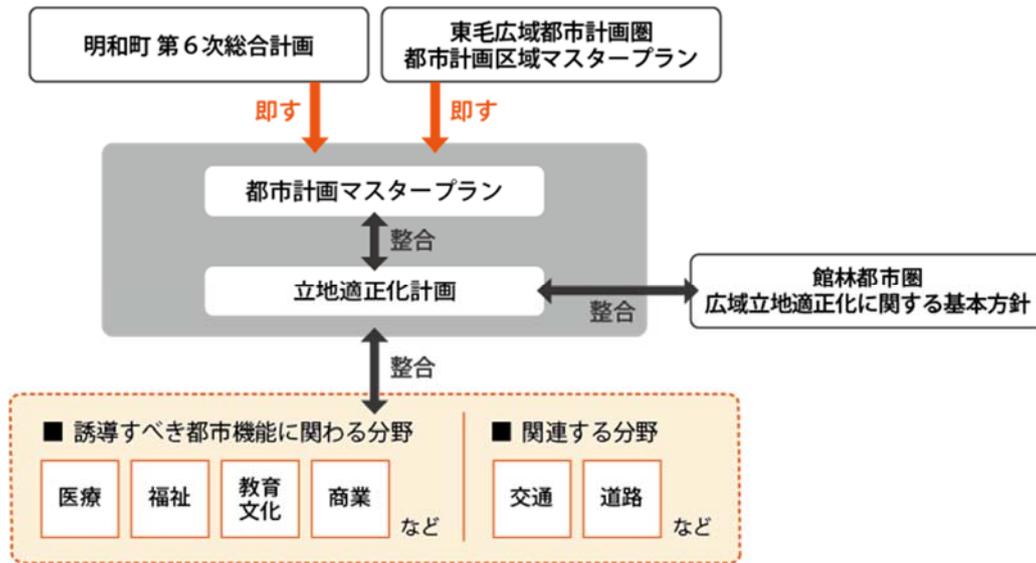
- 財政状況の悪化や施設の老朽化などを背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を推進することが可能です。

出典：国土交通省ホームページ「立地適正化計画の意義と役割」

### 3. 計画の位置づけと目標年次

本計画は、「明和町第6次総合計画」「明和町都市計画マスタープラン」などの考え方を踏まえるとともに、「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」など、群馬県の上位計画を踏まえて定めます。

また、館林都市圏における立地適正化の方針を定めた「館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針」（以下、「広域立地適正化方針」とします。）との整合を図るものとします。

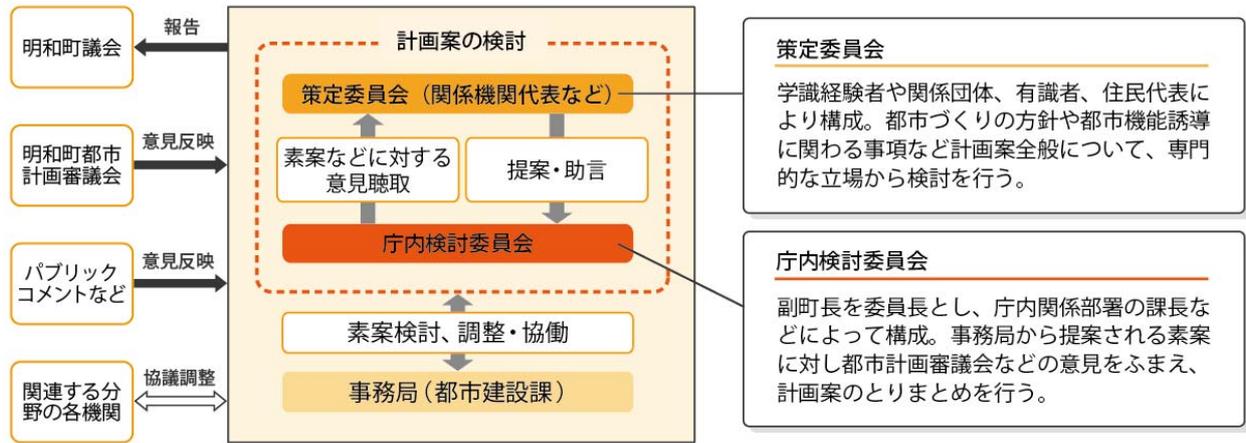


計画の位置づけ

本計画の目標年次は、概ね10年後の「平成40年（2028年）」とします。

## 4. 計画の策定体制及び策定経緯

本計画の策定にあたっては、「庁内検討委員会」を設置し計画案について検討を行うとともに、有識者を含めた「策定委員会」において、審議・検討を行ってきました。これに加え、関連する各分野機関との協議・調整も行いました。



計画の策定体制

### 【策定経緯】

年度	回	年月日	議事内容
平成 28 年度 (2016 年度)	第 1 回	庁内検討委員会 平成 29 年 2 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明和町の現状について</li> <li>● 将来の見通しから生じる問題などについて</li> </ul>
		策定委員会 平成 29 年 3 月 2 日	
平成 29 年度 (2017 年度)	第 2 回	庁内検討委員会 平成 29 年 7 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明和町が抱える地区別課題と解決の方向性について</li> <li>● 明和町の立地適正化計画に関する基本方針について</li> </ul>
		策定委員会 平成 29 年 7 月 20 日	
	第 3 回	庁内検討委員会 平成 29 年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定</li> </ul>
		策定委員会 平成 29 年 11 月 21 日	
	第 4 回	庁内検討委員会 平成 30 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定について</li> <li>● 交通ネットワークに関する方針について</li> <li>● 誘導施策について</li> <li>● 計画の実現に向けて</li> </ul>
策定委員会 平成 30 年 1 月 25 日			
第 5 回	庁内検討委員会 平成 30 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの実施状況に関する報告</li> <li>● 「明和町立地適正化計画(最終案)」について</li> <li>● 届出制度について</li> </ul>	
策定委員会 平成 30 年 3 月 22 日			

※庁内検討委員会及び策定委員会は、同一議事内容にて審議・検討を行いました。

## 第2章 将来予測と抱える課題

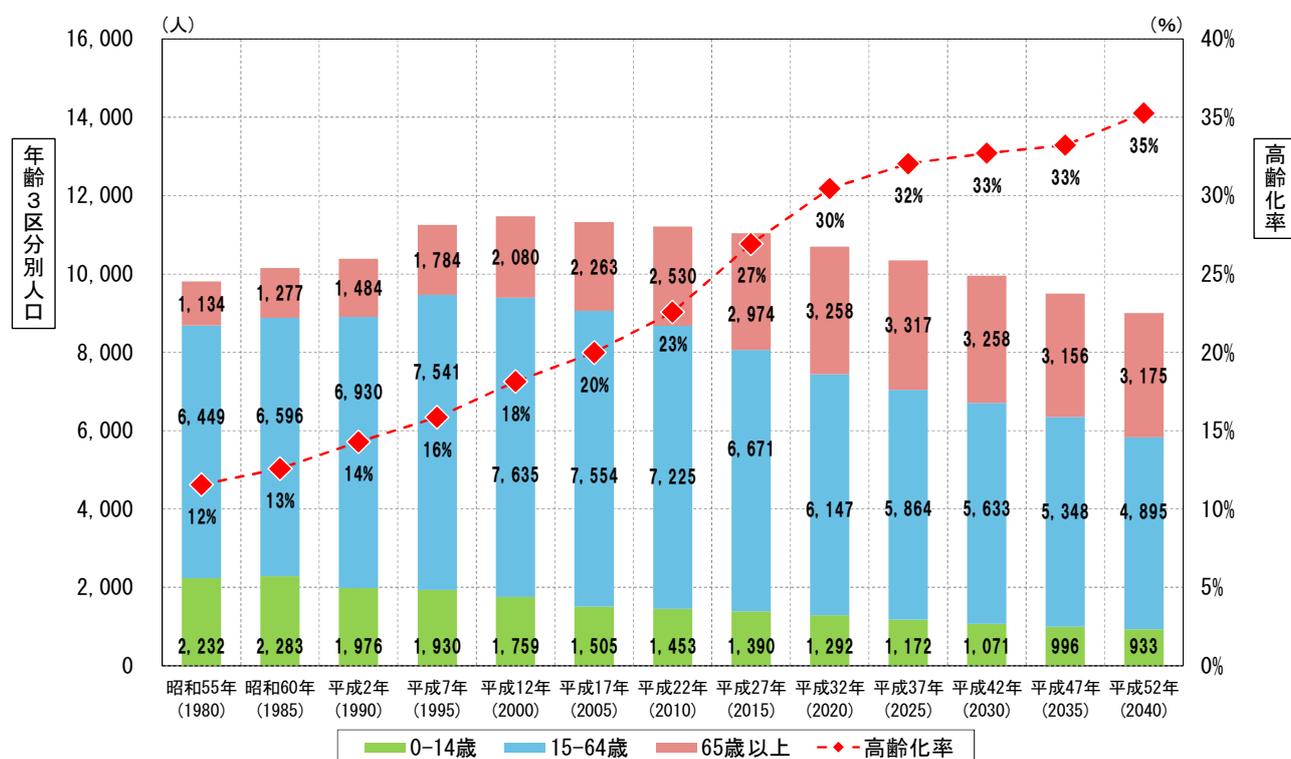
### 1. 将来人口の見通し

#### (1) 総人口及び高齢化率の推移と将来見通し

本町の総人口は、平成12年(2000年)をピークに減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、平成52年(2040年)には9,003人と、平成27年(2015年)の11,044人と比較して19%の減少となることが予測されています。

高齢人口の割合は、平成27年(2015年)の27%から平成52年(2040年)には35%に上昇することが見込まれ、高齢人口(65歳以上)は201人増加すると予測されています。

一方、年少人口(0~14歳)は平成27年(2015年)の1,390人から平成52年(2040年)に933人へ33%減少し、生産人口(15~64歳)は平成27年(2015年)の6,671人から、平成52年(2040年)に4,895人へ27%減少することが見込まれています。



年齢3区分別人口及び高齢人口割合の推移 (※年齢不詳人口は含みません。)

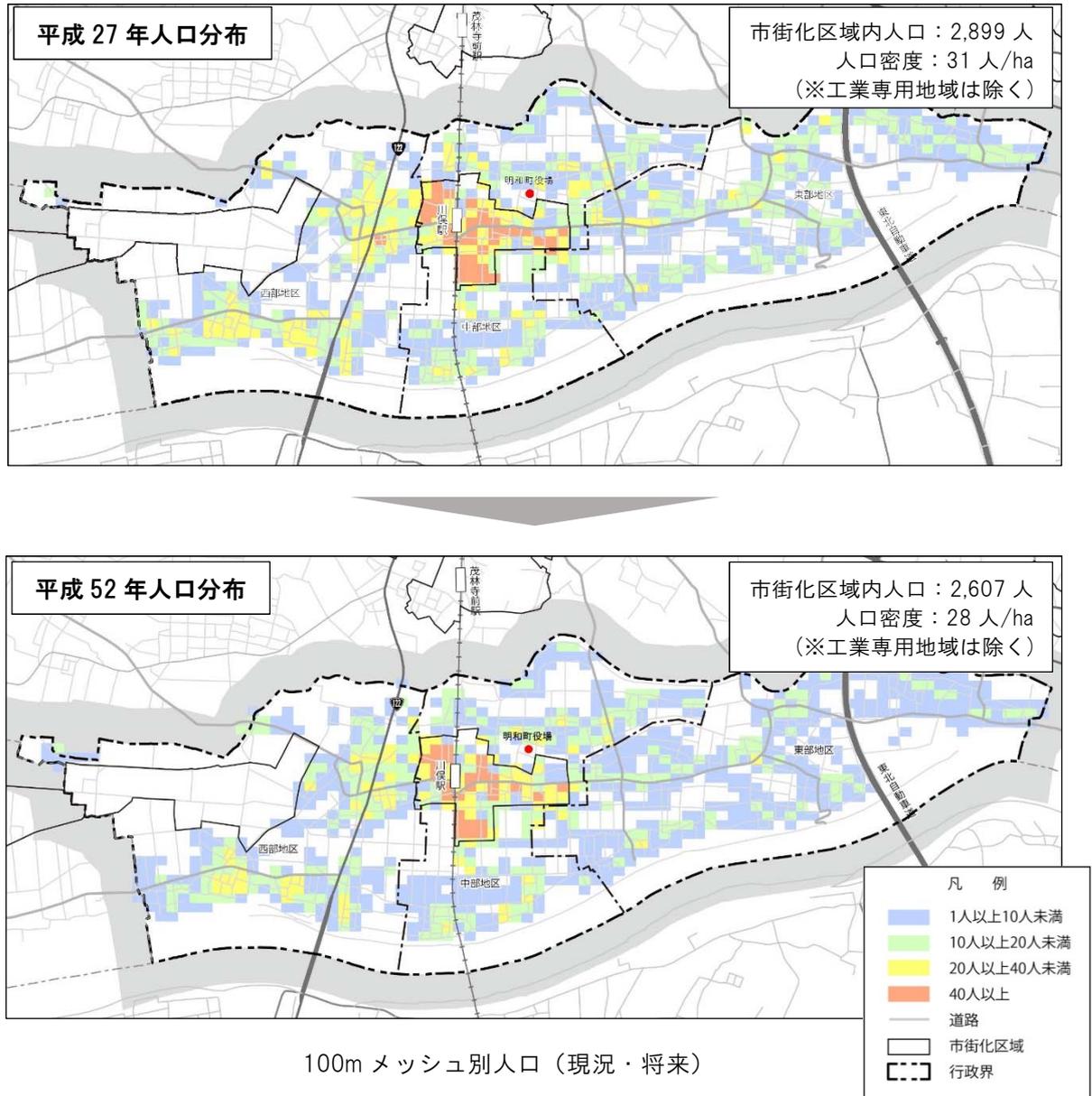
出典 昭和55年~平成27年：国勢調査(1980~2015年)

平成32年以降：国立社会保障・人口問題研究所の

「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」による推計値

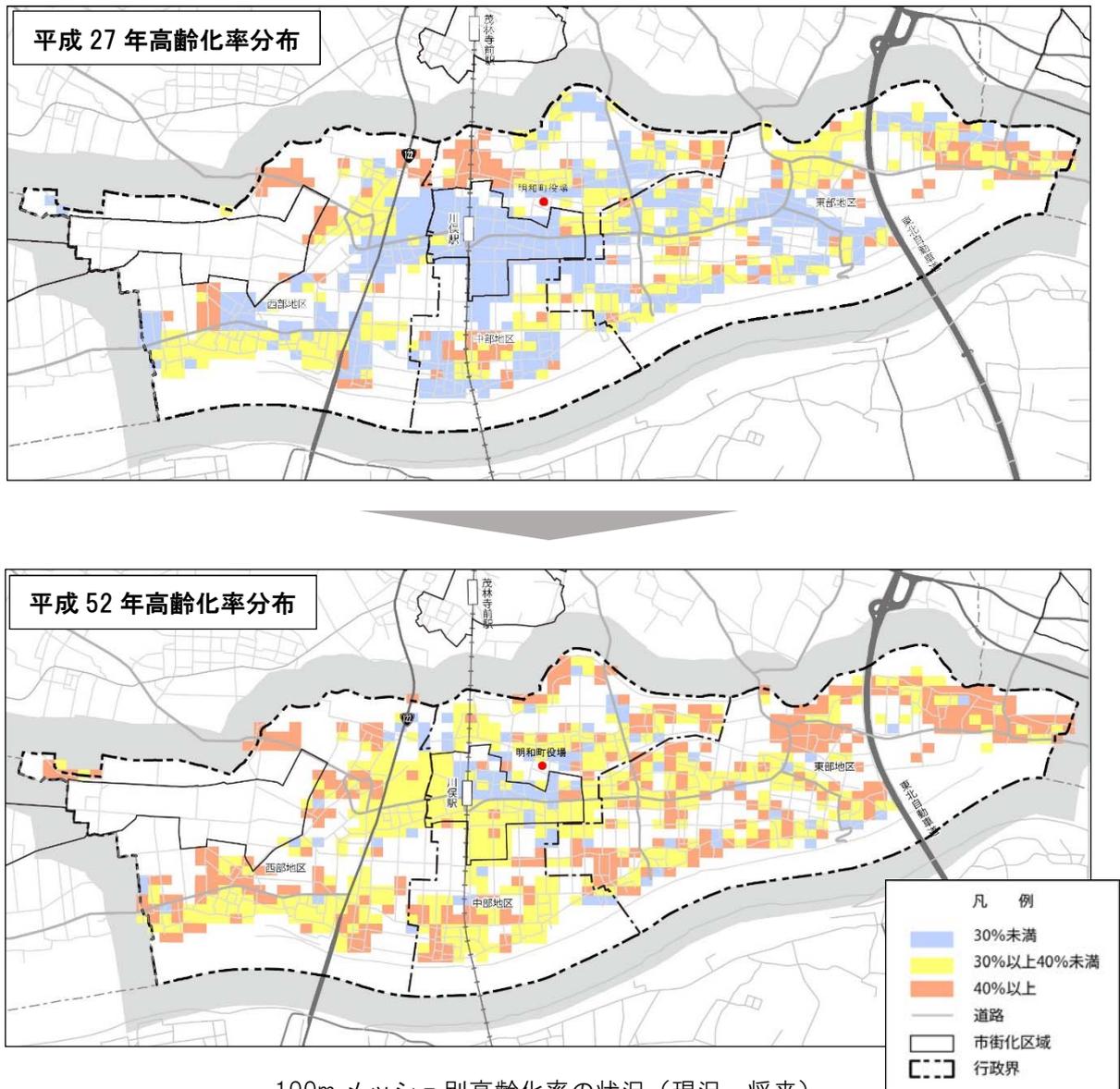
## (2) 人口分布の動向

メッシュ別人口分布の状況を見ると、市街化調整区域の人口割合が多くなっており、町全体では平成27年(2015年)から平成52年(2040年)にかけて19%の減少が見込まれ、市街化調整区域では22%の減少が見込まれています。



※平成27年人口は、平成27年国勢調査の500mメッシュ別人口に対し、平成28年の都市計画基礎調査結果を用いて、100mメッシュ別の住宅用地面積の割合により按分して算出しました。  
 ※平成52年人口は、500mメッシュ別に生残率・移動率・子ども女性比などを用いたコーホート要因法により推計を行ったうえで、平成23年都市計画基礎調査結果を用いて100mメッシュ別の住宅用地面積割合により按分して算出しました。

また、メッシュ別高齢化率の状況を見ると、町全域にわたって高齢化率の上昇がみられ、平成 27 年(2015 年)から平成 52 年(2040 年)にかけて市街化区域では 12%、市街化調整区域では約 7%の上昇となる見込みです。



100m メッシュ別高齢化率の状況（現況・将来）

	現況高齢化率（H27）	将来高齢化率（H52）	上昇率（H27→H52）
<b>明和町全域</b>	26.9%	35.2%	+8.3%
<b>市街化区域</b>	19.7%	32.0%	+12.3%
<b>市街化調整区域</b>	29.5%	36.6%	+7.1%

※平成 27 年人口は、平成 27 年国勢調査の 500m メッシュ別人口に対し、平成 28 年の都市計画基礎調査結果を用いて、100m メッシュ別の住宅用地面積の割合により按分して算出しました。  
 ※平成 52 年人口は、500m メッシュ別に生残率・移動率・子ども女性比などを用いたコーホート要因法により推計を行ったうえで、平成 23 年都市計画基礎調査結果を用いて 100m メッシュ別の住宅用地面積割合により按分して算出しました。

## 2. 町民ニーズによるまちづくりの方向性

過年度に行われた町民アンケート調査などの結果をふまえ、町民ニーズの傾向からみえるまちづくりの方向性を整理しました。

以下の①は「第6次明和町総合計画（平成27年3月）」、②～⑦については「人口減少に対応する政策に向けてのアンケート調査（平成27年10月）」を出典としています。

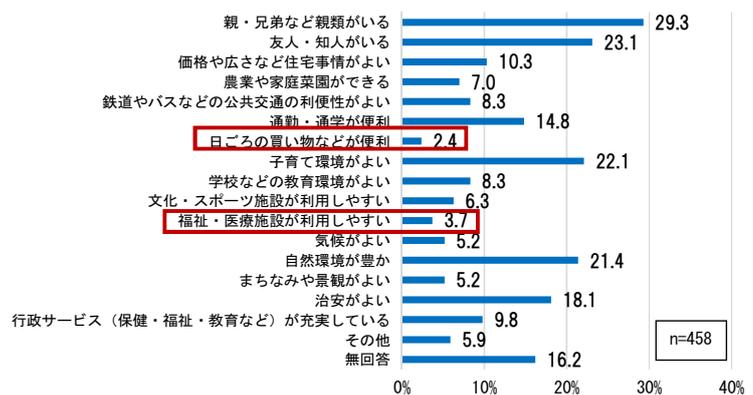
### ① 生活環境や行政サービス、公共施設などに対する満足度

「自然環境の豊かさ」や「ごみの収集運搬状況」については満足度が高いのに対し、「日常の買物の便利さ」については約8割の方が、また、「道路や交通機関の便利さ」については約4割の方が不満をもちています。



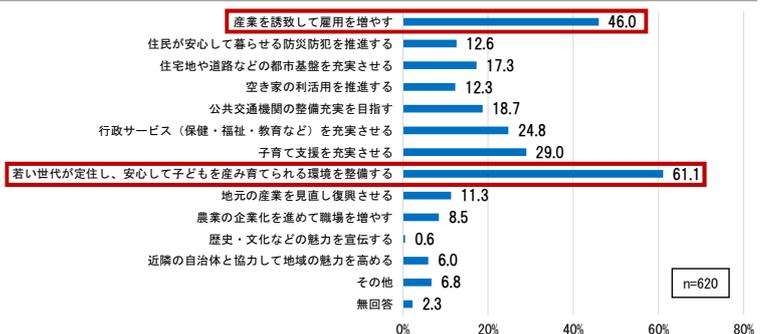
### ② 明和町に住んで良かったこと

「親・兄弟など親類がいる」「友人・知人がいる」という点においては、満足度が高いのに対し、「日ごろの買い物などが便利」「福祉・医療施設が利用しやすい」という点においては、満足度が低くなっています。



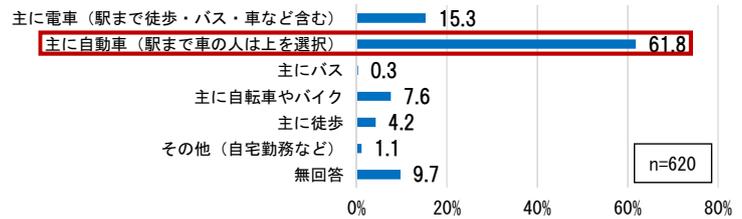
### ③ 明和町で、人口減少についての重要な対策

人口減少についての重要な対策については、定住し子育てができる環境の整備、産業誘致による雇用創出への要望が強くなっています。



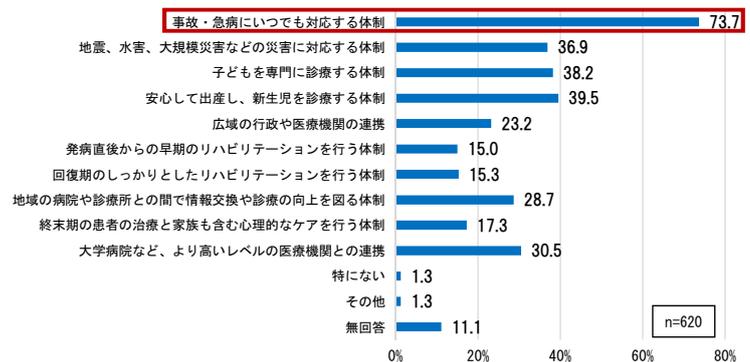
#### ④ 理想の通勤手段

理想の通勤手段について、「主に自動車」と答えた方の割合が約 6 割と最も高く、自動車依存の傾向にあることがわかります。



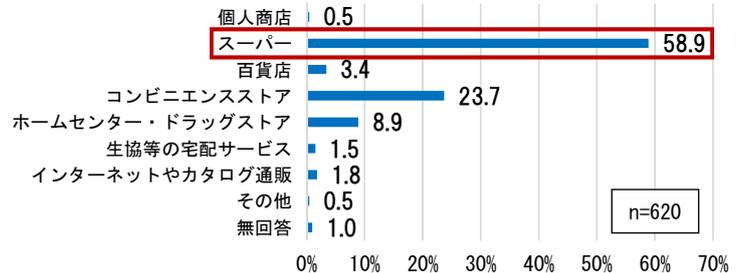
#### ⑤ 安心して暮らすために充実すべきと思う医療体制

安心して暮らすためには、「事故・急病にいつでも対応する体制」を充実させる要望が強くなっています。



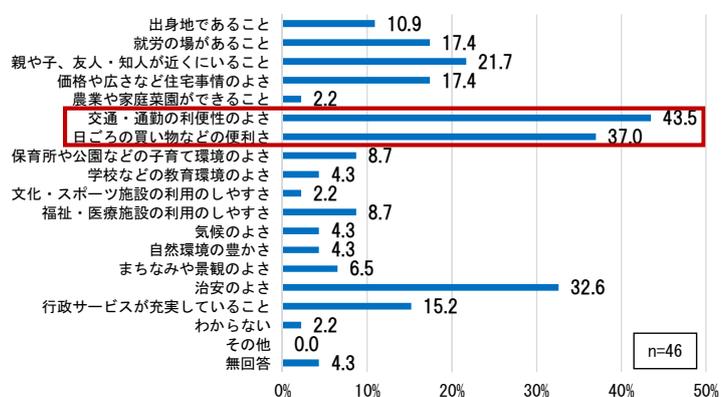
#### ⑥ 日常の買い物で最も利用する店舗

日常の買い物で最も利用する店舗として、「スーパー」との回答が約 6 割と最も多くなっていますが、現状、町内の既存スーパーは 1 ヶ所のみとなっています。



#### ⑦ 転出する際の住まいや周囲の環境選びで重視すること

転出を考えている方は、「交通・通勤の利便性のよさ」「日ごろの買い物などの便利さ」を重視していることがわかります。



### 3. 明和町の現況と解決すべき課題

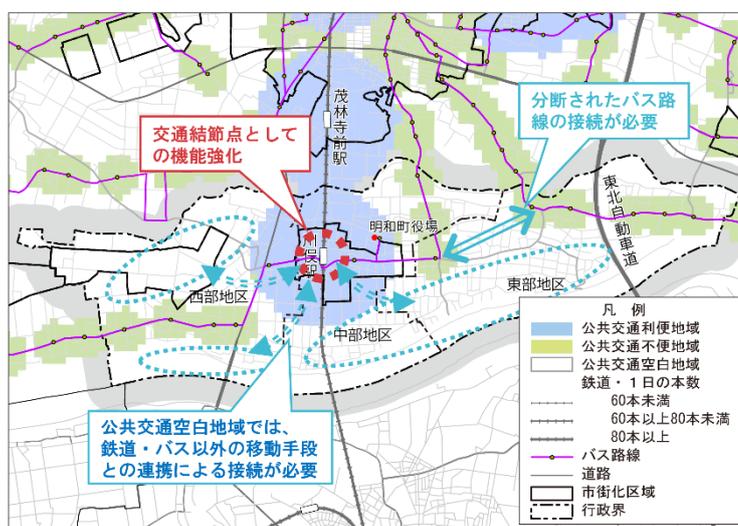
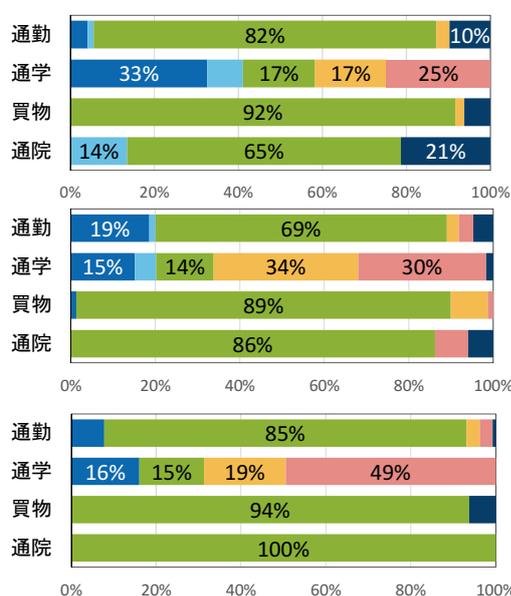
本町の現況と解決すべき課題について、公共交通、商業・医療、福祉・子育て、災害、財政の視点から整理します。

#### (1) 公共交通の利便性・持続性の確保

##### 【町の現況】

通勤・買物・通院において、各地区とも自動車による移動が大半を占めています。

また、東部地区では、川俣駅方面に向かうバス交通が確保されておらず、まちの中心部へのアクセスが困難になっています。一方、中部・西部地区では、鉄道やバスによる公共交通手段は確保されていますが、便数が少なく、利便性が確保されていません。



【左図】各地区の目的別トリップにおける代表交通手段の構成比（上段から西部・中部・東部）

【右図】公共交通利便地域・不便地域・空白地域位置

公共交通利便地域：鉄道駅から1km圏内にある、または、鉄道駅から1km圏外であるが、バス運行便数が15回/日以上であるバス停から300m圏内に含まれる地域  
 公共交通不便地域：鉄道駅から1km圏外であるが、バス運行便数が15回/日未満であるバス停から300m圏内に含まれる地域  
 公共交通空白地域：上記に該当しない地域

#### 解決すべき課題

- 公共交通空白地域では、鉄道や公共バス以外の移動手段（コミュニティバス、デマンド交通など）との連携による交通ネットワーク形成も必要です。
- 利用者を確保し、公共交通を維持していくためには、利用環境を充実させるとともに自動車から公共交通への利用転換を促す取組みを進めることが必要です。
- 川俣駅では交通結節機能（鉄道バスの乗り継ぎや交通施設、駅利用者などが利用できるサービス施設など）を充実させることにより、公共交通利用者の増加につなげることが必要です。
- 東部地区では、川俣駅（まち中心部）にアクセス可能なバス路線を確保することにより、交通弱者などの移動環境の向上を図ることが必要です。

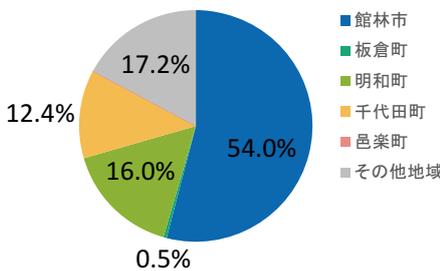
## (2) 生活サービスの利便性・持続性の確保

### ① 商業施設

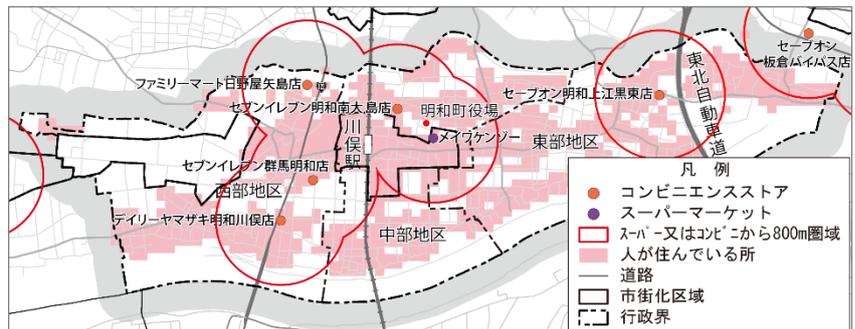
#### 【町の現況】

日々の買い物先は館林市内が 54%と最も多く、館林都市圏以外のその他地域が 17%、町内は 16%にとどまります。

東部・西部地区では、自動車が利用できない高齢者などは、日常的な買い物が困難になるなど、買い物弱者が存在し、将来的な増加が懸念されます。中部地区では、生鮮食料品を扱うスーパーが進出していますが、川俣駅周辺には商業施設がなく、駅利用者などの利便性が確保できていません。



明和町 買い物先構成比



商業施設と町民の居住の分布状況

### 解決すべき課題

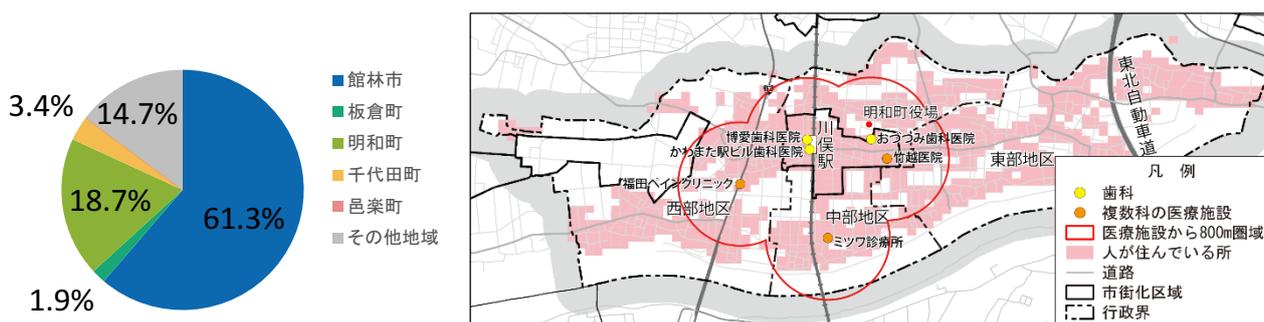
- 東部・西部地区において、日常的な買い物が可能な商業施設を確保することが考えられます。しかし、将来的に人口減少が見込まれることから、商業施設が立地しても維持できなくなる恐れもあります。
- そこで、地区で商業施設を確保するのではなく、駅周辺などのまちなかに商業施設を確保するとともに、周辺地区からのアクセス（道路・公共交通）を確保することで商圈人口を維持することが必要です。
- 駅周辺に立地することによって、地域住民だけでなく、駅利用者の需要も見込まれ、駅の利便性向上も期待できます。

## ② 医療施設

### 【町の現況】

日々の通院先は館林内が61%と最も多く、町内は19%にとどまります。

本町には、外科を診療科とする施設や入院機能を備えた施設がなく、二次医療（救急）が必要な場合には館林市などの病院を利用しなければなりません。また、東部地区・西部地区では、かかりつけ医など日常的に利用できる診療所などが確保されていません。



明和町 通院先構成比

医療施設と町民の居住の分布状況

### 解決すべき課題

- まち全体で医療施設が不足しており、特に東部・西部地区において日常利用のできる医療施設の確保が必要となっています。しかし、将来的に人口減少が見込まれることから、地区ごとに医療施設が立地しても維持できなくなる恐れもあります。
- そこで、地区で医療施設を確保するのではなく、駅周辺などのまちなかに医療施設を確保するとともに、周辺地区からのアクセス（道路・公共交通）を確保することで利用人口を維持することが必要です。
- また、駅周辺に立地し、交通ネットワークが形成されることにより、地域住民だけでなく、周辺市町からの利用需要も見込まれます。

---

### (3) 福祉・健康の維持

#### ① 高齢者福祉の持続性

##### 【町の現況】

高齢者人口の増加に伴い、介護・医療への需要ニーズに対する供給不足や福祉施設の運営担い手不足の問題などが懸念されます。

また、介護などが必要な高齢者の増加による医療・福祉などの社会保障費の増加など、財政への負担が懸念されます。

#### 解決すべき課題

- 増加が見込まれる社会保障費を考慮すると、介護施設の確保だけでなく、医療・福祉費用を低減させる健康増進への取組みも必要となります。
- 公的な施設は新規誘導だけでなく、既存施設との複合化により利用のしやすさの向上や整備・維持管理費の低減を図ることが必要です。
- 需要に応じた民間の通所介護施設などの確保や送迎システムとの連携などによる福祉サービスを充実させることが必要です。

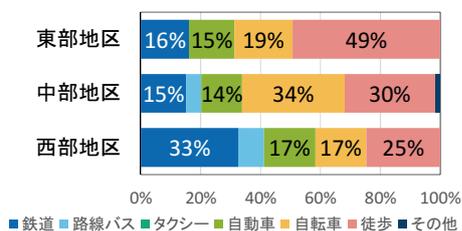
## ② 子育て環境の向上

### 【町の現況】

通学では、各地区とも徒歩や自転車を利用する割合が高くなっています。

東部・西部地区では、小学校近辺に子育て支援と学童保育機能を併せもったふれあいセンターが設置されています。町内のこども園は1ヶ所のみですが、将来的な需要に対して受入れが困難な場合には、待機児童の問題が発生する恐れがあります。

また、将来的な年少人口の減少により、小学校の施設規模の維持に対する懸念があります。



通学における代表交通手段構成比



子育て施設・教育施設の状況

### 解決すべき課題

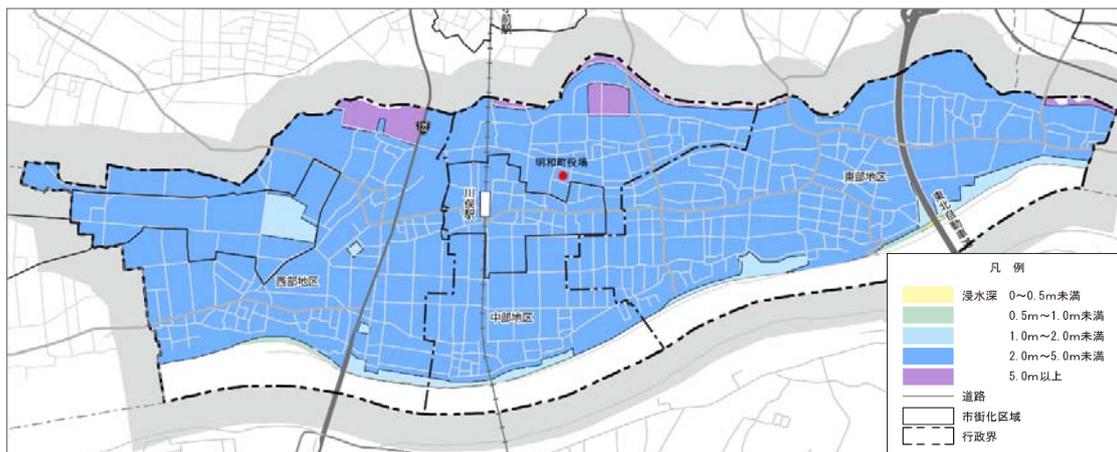
- 児童・生徒が安全に安心して通学できるよう、通学路などにおける安全対策を推進する必要があります。
- 将来的な需要や住民ニーズに応じて施設が必要になった場合には、新設だけでなく、既存施設との複合化も含めて施設整備を検討することも必要です。
- こども園などの施設が相互に連携しながら、福祉などの施設や地域が一体となったコミュニティの中で子育てに関わる支援を一層充実させることが必要です。

## (4) 災害に対する安全性の確保

### 【町の現況】

利根川水系・渡良瀬川水系・谷田川水系による浸水が想定されます。特に利根川水系による浸水では、町全体が被災することが見込まれます。

全地区において高齢者の増加が見込まれることから、避難施設の整備など、日常生活における安全性の確保が必要となっています。



利根川における浸水状況（出典：明和町ハザードマップ(平成21年3月)）

### 解決すべき課題

- 広域立地適正化方針では、災害対策の実施などを考慮し、浸水想定区域も居住誘導区域に含める方針が示されています。このため、被害のリスクを低減するハード整備や、警戒避難体制などソフト面での検討を併せて実施することが必要となります。

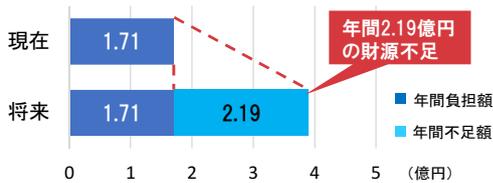
## (5) 財政の健全性の確保

### 【町の現況】

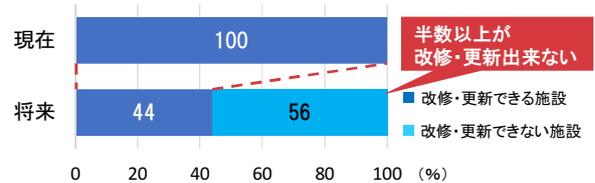
今後、生産年齢人口の減少による町税収の減少や、高齢化の進行による福祉施策などの経費増加が見込まれます。このため、現在と同程度の税額を確保するとなれば、一人あたりの負担額が増加することが見込まれます。

また、現在の公共施設数を維持し、個人の負担額を同じとした場合、将来、年間 2.19 億円の財源が不足します。さらに 30 年後も現在と同じ財政負担額とした場合、改修・更新できる施設は、総施設の 44%にとどまります。

【今後30年間、現在の施設数を維持し、施設の年平均改修・更新費用の負担額を同じとした場合】



【30年後も現在の負担額と同じ場合の改修・更新可能施設】



出典：明和町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

### 解決すべき課題

- 人口減少と少子高齢化の進展に伴う町民ニーズの変化への対応が必要です。
- 厳しい財政状況のなかで、大幅な改修・更新コストといった投資的経費増大への対応が必要です。
- 今後、老朽化を迎える施設の安全確保や耐久性の向上を考慮し、長寿命化を図り維持管理コストを削減することが必要です。
- 町民ニーズをふまえ、各施設のサービスの取捨選択を含めた優先度の検討や、施設・サービスの選択が必要です。
- 今後の施設の改修・更新時期を見通した中長期的な視点による計画や戦略的なマネジメントが必要です。
- 長寿命化や PPP\*の手法の活用を含めて、ライフサイクルコストを引き下げ、費用対効果の高いマネジメントの方向性を推進することが必要です。
- 町内で全施設の維持・整備は困難であるため、館林都市圏で協働できる枠組みの構築が必要です。

※PPP：Public Private Partnership の略称であり、公民が連携して公共サービスを提供する仕組みのことをいいます。

## 4. 上位・関連計画による位置づけ

### (1) 第6次明和町総合計画（平成27年度～平成36年度）

明和町の将来像と、まちづくりの基本目標及び施策の大綱について、以下のように定められています。

まちの将来像	<b>キラリとひかる だれもが安全安心に暮らせるまち 明和町</b>
--------	------------------------------------

#### 【まちづくりの基本目標及び施策の大綱】

まちづくりの基本目標	施策の大綱
○豊かな自然と安全を育むまちづくり 【生活環境部門】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で安心な環境の整備</li> <li>● 快適な生活環境の形成</li> <li>● 環境を考えた地域づくりの推進</li> <li>● 下水道整備と管理</li> </ul>
○健やかさと安らぎを育むまちづくり 【保健福祉部門】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・子育て支援の推進</li> <li>● 高齢社会への対応</li> <li>● 障害者福祉の充実</li> <li>● 地域福祉と社会保障の充実</li> <li>● 保健・医療の充実</li> </ul>
○人と文化を育むまちづくり 【教育文化部門】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● たくましく生きる力の育成</li> <li>● 安全安心で信頼される学校づくり</li> <li>● 幼児教育の充実</li> <li>● 青少年の健全育成</li> <li>● 生涯学習の充実</li> <li>● 文化・スポーツの振興</li> <li>● 平等な地域社会の確立</li> </ul>
○ゆとりとうるおいを育むまちづくり 【都市基盤部門】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画的な土地利用の推進</li> <li>● 川俣駅周辺の整備</li> <li>● 道路・交通網の整備</li> <li>● 河川・水路の整備</li> <li>● 緑地の保全と景観形成</li> <li>● 住宅整備の推進</li> </ul>
○豊かさと活力を育むまちづくり 【産業振興部門】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業の振興</li> <li>● 商工業の振興</li> <li>● 雇用の創出と勤労者福祉の充実</li> <li>● 地域産業と連携した観光の振興</li> </ul>
○ともにまちを育むまちづくり 【行財政部門】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政健全化の推進</li> <li>● 行政サービスの推進</li> <li>● 情報の共有化</li> <li>● 広域行政と地域間交流の推進</li> <li>● 住民参加と協働の推進</li> </ul>

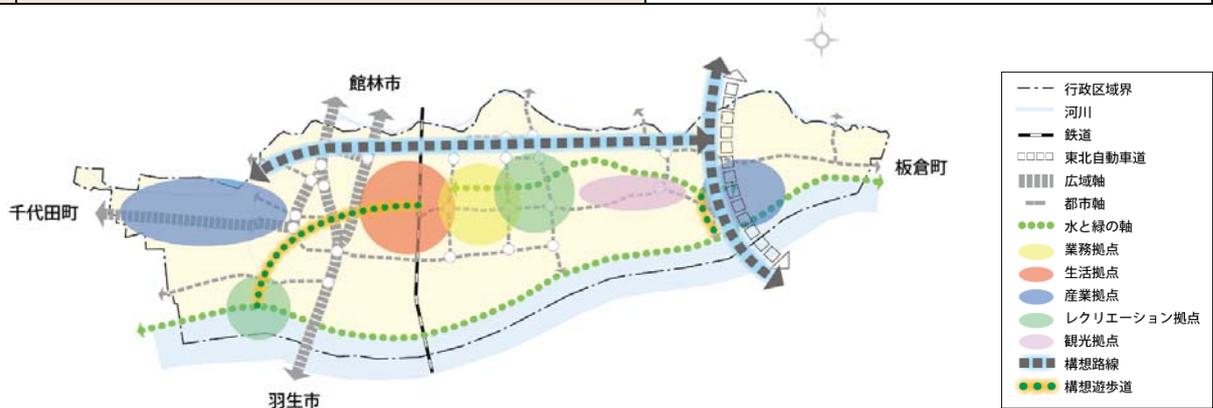
## (2) 明和町都市計画マスタープラン（平成 28 年 3 月）

都市の将来像と、都市構造の方針及び各分野の方針について、以下のように定められています。

都市の将来像	<h1>うるおいと活力を育む 健康安全都市</h1>
--------	----------------------------

### 【都市構造の方針】

	拠点名・軸名	方針
拠点の形成	①生活拠点	● 良好な居住環境と都市機能の誘導を図り、川俣駅を中心とした住居系地域を位置づける
	②業務拠点	● 既存公共施設が集積する地域を位置づける
	③産業拠点	● 広域幹線道路や館林 IC へのアクセス性に優れた立地条件をもつ地域を位置づける
	④レクリエーション拠点	● 利根川河川敷を利用した総合運動場、ふるさとの広場など、恵まれた自然環境と充実した施設の整備により位置づける
	⑤観光拠点	● 特産品である梨やシクラメンの生産が盛んな地域を位置づける
軸の形成	①広域軸	● 国道 122 号、西部地区の産業拠点と館林 IC を結ぶ構想路線など、町と周辺自治体を結ぶ根幹的な道路を位置づける
	②都市軸	● 広域軸を補完し、周辺自治体との連絡機能を担う道路を位置づける
	③水と緑の軸	● 利根川総合運動場とふるさとの広場を結ぶ利根川沿線と桜並木道を位置づける



都市構造図

【各分野の主な方針】

分野	主な方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川俣駅の交通結節点としての機能を強化し、公共交通による十字軸を形成し、交流人口増加と定住促進を図り、良好な住宅地を形成</li> <li>● 役場庁舎を中心とする地域では、用地の集約化をめざし、生活拠点やレクリエーション拠点などと連携しながら業務拠点としての土地利用を形成</li> <li>● 関係機関との連携による工業用地の拡大及び企業誘致</li> <li>● 市街化区域内の住宅地では、良好な住環境が形成されるよう用途地域にあわせた規制・誘導を推進</li> <li>● 基盤整備された良好な農地は、積極的に保全を推進</li> <li>● 河川敷の有効活用と河川との一体的な周辺の土地利用を検討</li> </ul>
道路整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県の広域計画と整合を図り、一体的な道路網を形成</li> <li>● 国道 122 号をはじめとした広域を結ぶ路線と構想路線の整備実現を促進</li> <li>● 需要や経済効果をふまえた都市計画道路の見直し</li> </ul>
公園・緑地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画的な公園整備及び既存公園の適切な維持管理</li> <li>● 施設の経年劣化が見られる公園は、各年齢層に合わせた計画的な施設の更新を促進</li> <li>● 更なる利用者増加と満足度の向上にむけた施設の充実</li> <li>● 緑のネットワーク形成の推進</li> </ul>
上下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣市町の水道事業の統合を進め、経営基盤の強化や施設の統廃合を行いながら広域運用を実施</li> <li>● 明和町公共下水道整備事業計画による整備の推進</li> </ul>
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利根川と谷田川周辺の良好な自然景観の保全</li> <li>● 国、県と協力した河川の整備促進、流出抑制対策や洪水被害の軽減対策の推進</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災の延焼防止・建築物の倒壊防止</li> <li>● 公共施設の耐震不燃化、緊急輸送道路となる幹線道路の安全性の向上、緊急車両の通行を確保するための道路整備の促進</li> </ul>

### (3) 明和町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

類型別にみた公共施設の課題と方針について、以下のように定められています。

施設分類	公共施設に関する課題	解決の方針
社会・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 築年数に応じ、大規模改修による安全性の確保や施設の効率的な維持・更新が必要</li> <li>● 施設の必要性をふまえながら、効率的な施設の維持管理又は統廃合が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能に類似性のある施設のあり方の検討</li> <li>● 施設機能の再検討による統廃合や複合化の実施</li> <li>● 直営施設における指定管理者制度などの導入検討</li> </ul>
子育て施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 待機児童問題に対応しながら、施設の効率的な維持管理や運営が必要</li> <li>● 施設の複合化による、既存の社会・福祉施設のあり方も含めた検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こども園の保育士不足に対応</li> <li>● 需要が拡充する未満児に対し、保育必要面積の確保と安全確保を検討</li> <li>● ふれあいセンターを、多世代で活用できる施設として運用のあり方を検討</li> </ul>
学校教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設老朽化が進む状況をふまえ、安全性の確保や効率的な施設の維持・更新が必要。</li> <li>● 学校数の適切なあり方の検討や統廃合、複合施設化の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の児童・生徒数の推移を見据え、統廃合や複合化などを検討</li> <li>● 保護者や地域住民と協議を重ね、地域コミュニティの核となるよう検討</li> <li>● 安全確保の観点からも、施設の管理運営について検討</li> </ul>
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設老朽化が進む状況をふまえ、安全性の確保や効率的な施設の維持・更新が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 需要のバランスをふまえながら、著しく老朽化した小規模団地を統廃合</li> <li>● 各施設の維持管理に努め、必要に応じ借上げ型公営住宅の供給を検討</li> </ul>
行政施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁舎の長寿命化を図りつつ、防災本部としての安全性確保や効率的な施設の維持・更新が必要</li> <li>● 旧施設を利活用した施設は、耐震性に考慮しつつ、適正な維持管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の安全の確保や効率的な維持管理を計画的に実施</li> </ul>



---

## (5) 館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針

広域立地適正化方針では、館林都市圏における本町の位置づけについて、以下のよう  
に定められています。

### 【基本目標】

## 館林都市圏として広域連携を強化した 快適で活力あふれるコンパクトなまちづくり

### 【基本方針】

#### 基本方針1 居住及び都市機能の集積によるコンパクトで快適なまちづくり

- 人口減少下においても、持続可能なまちづくりを進めていくために一定程度の人口密度を確保できるよう、居住や都市機能の集約を図ることでまちをコンパクトにしていきながら、日常生活の利便性を向上

#### 基本方針2 各市町のポテンシャルを最大限に活かせる効果的・効率的な都市機能の配置・誘導

- 逼迫する財政に対して、今後はより効率的な都市運営が求められるため、各市町が持つ既存都市施設を有効活用し、それぞれの強みを活かしながら、市町間で連携、機能分担を図り、利便性が高く、サービスレベルが確保される都市機能の配置・誘導を実施

#### 基本方針3 誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの形成

- 人口減少や高齢化の動向をふまえながら、居住や都市機能の配置に併せて道路と公共交通によるネットワークを形成し、誰もが過度に自動車に依存することなく歩いて暮らせるまちづくりを推進

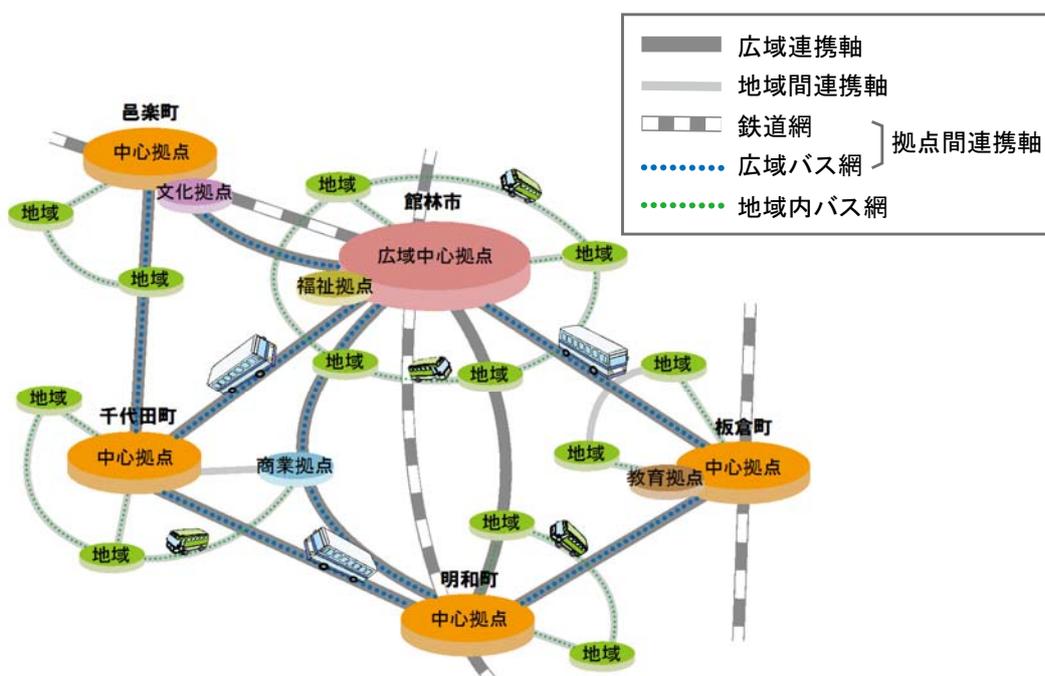
## 【広域都市圏としてめざすべき将来都市構造】

### 方向性1：都市機能のサービスレベルに応じた拠点の形成

- 都市機能のサービスレベル（対象）に応じて「広域中心拠点」「中心拠点」を位置づけ、機能分担や連携により都市機能の充実を図る
- 日常生活圏を対象として地域拠点を位置づけ、広域中心拠点や中心拠点と連携を図ることによって都市圏全体の利便性を高める

### 方向性2：広域連携を促進する交通ネットワークの形成

- 広域中心拠点や各町の中心拠点間を結ぶ幹線道路網を広域連携軸として位置づけ、機能の向上を図る
- 拠点間や都市圏内外を結ぶ鉄道・バス路線を拠点間連携軸として位置づけ、機能の維持・向上を図る



## 【明和町の中心拠点の役割と必要な機能（川俣駅周辺）】

- 鉄道からバス、バスからバスなど公共交通の乗り継ぎが可能な交通結節点として、駅など交通関連施設、周辺施設の機能強化や公共交通ネットワークの充実など、公共交通の利便性を向上させ、公共交通利用を促進

### 川俣駅周辺で機能維持・強化を図る広域的な機能

・公共交通利用促進機能

…駅など交通施設の充実や周辺関連施設の強化、また、交通ネットワークの充実を図り、交通結節点としての機能を強化

---

## 第3章 立地適正化に関する基本的な方針

### 1. 重点的に取り組むべき事項

---

これまでに整理した町が抱える主な現況問題と町民ニーズに基づき、解決の方向性を整理したうえで、上位・関連計画による位置づけをふまえながら、今後取り組むべき事項を分野別に整理したものが次頁の表です。

なお、立地適正化計画は「都市機能誘導＋ネットワーク」をベースとしたまちの骨格づくりを行うものであるため、本町では、現況や町民ニーズからみた重要課題である、**都市機能「商業・医療」の不足の解消**を優先的に取り組むべき事項として位置づけることとしました。

重点的に取り組むべき事項の整理一覧

	公共交通の 利便性・持続性の確保	商業施設の 利便性・持続性の確保	医療施設の 利便性・持続性の確保	高齢者福祉の持続性	子育て環境の向上	災害に対する 安全性の確保	財政の健全性の確保
主な 現況 問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>東部地区では、川俣駅方面に向かうバス交通が確保されておらず、中心部へのアクセスが困難</li> <li>鉄道・バスによる公共交通は確保されているが、便数が少なく利便性が確保されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の買物先は、館林市が54%を占め、町外に流出している</li> <li>自動車が利用できない高齢者などは、日常的な買い物が困難</li> <li>川俣駅周辺に商業施設がなく、利便性が確保できていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の通院先は、館林市が61%を占める</li> <li>日常的に利用できる診療所などが確保されていない</li> <li>二次医療（救急）が必要な場合には館林市などの病院利用が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者人口増加に伴う医療・福祉などの社会保障費増加が懸念</li> <li>介護・医療ニーズに対する供給不足や、福祉施設の運営担い手不足の問題が懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校周辺に複合機能を有するふれあいセンターを設置</li> <li>将来的な需要に対して待機児童の問題が発生する恐れ</li> <li>年少人口の減少による小学校の施設規模の維持への懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川水系による町全体の浸水が懸念</li> <li>避難施設整備など、日常生活における安全性の確保が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の施設量を維持し、個人の負担額を同じとした場合には、財源が不足することが懸念</li> <li>現在と同じ財政負担額とした場合、半数以上の施設が改修・更新できない</li> </ul>
町民 ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「道路や交通機関の利便さ」への不満が約4割</li> <li>理想の通勤手段が「主に自動車」との回答は約6割、「主に電車」は2割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日常の買物の利便さ」に不満をもつ回答は約8割</li> <li>日常の買物で最も利用する店舗が「スーパー」との回答は約6割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福祉・医療施設が利用しやすい」との回答は1割未満</li> <li>「事故・急病にいつでも対応する体制」の充実を望む回答は7割強</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「若い世代が定住し、安心して子育てできる環境」を望む回答が約6割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「住民が安心して暮らせる防災防犯の推進」を望む回答は1割強</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政サービスの充実」を望む回答は2割強</li> </ul>

主な 解決の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>東部地区から、川俣駅にアクセス可能なバス路線の確保</li> <li>公共交通空白地域での鉄道やバス以外の移動手段との連携による交通ネットワーク形成</li> <li>川俣駅における交通結節機能の充実</li> <li>公共交通への利用転換の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺などのまちなかに商業施設を確保し、周辺地区からのアクセスを確保</li> <li>駅周辺の立地により、駅利用者の需要も見込まれ、利便性が向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺などのまちなかに医療施設を確保し、周辺地区からのアクセスを確保</li> <li>駅周辺の立地により、地域住民だけでなく周辺市町からの利用需要も見込まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の確保だけでなく、医療・福祉費用を低減させる健康増進への取り組みも必要</li> <li>公的な施設の新規誘導だけでなく、既存施設との複合化により利用のしやすさの向上や整備・維持管理費の低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が相互に連携し、地域と一体となったコミュニティの中で子育て支援を充実</li> <li>将来的な需要や住民ニーズに対して、新設だけでなく、既存施設との複合化も含めた検討も必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域も居住誘導区域に含めるとする一方、被害のリスクを低減するハード整備や、警戒避難体制などソフト面での検討を併せて実施することが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・少子高齢化に伴う町民ニーズの変化への対応</li> <li>投資的経費増大への対応</li> <li>施設の長寿命化を図り維持管理コストを縮減</li> <li>施設の優先度の検討やサービスの取捨選択</li> <li>戦略的かつ効果的な施設の管理・運営の推進</li> </ul>
総合 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>川俣駅周辺の整備</li> <li>道路・交通網の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工業の振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢社会への対応</li> <li>障害者福祉の充実</li> <li>地域福祉・社会保障充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援の推進</li> <li>安全安心で信頼される学校づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心な環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政健全化の推進</li> <li>行政サービスの推進</li> </ul>
都市 MP	<ul style="list-style-type: none"> <li>川俣駅の交通結節機能の強化と公共交通による十字軸の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川俣駅周辺への商業集客施設の誘致</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の利便性に配慮した住宅用地の供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て環境に配慮した住宅用地の供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水被害の軽減対策</li> <li>防災・震災対策</li> <li>幹線道路の安全性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の計画的な修繕及び改修の推進</li> <li>道路の合理的・経済的な維持管理</li> </ul>
広域 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>川俣駅周辺での交通施設の充実や周辺施設の強化、交通ネットワークの充実</li> </ul>	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒避難体制構築や被害軽減の対応を考慮し、居住誘導区域に含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が有するポテンシャルを活かし、担うべき役割を果たしながら連携強化</li> </ul>

今後 取り組む べき 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>川俣駅の鉄道とバス交通が連携した交通結節点としての機能強化</li> <li>公共交通空白地域では、鉄道やバス以外の移動手段との連携強化により交通ネットワークを形成</li> <li>公共交通への利用転換の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川俣駅周辺への商業施設の誘致・充実による、日常の買物や駅利用者の利便性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川俣駅周辺への、不足する診療科を含む医療施設の誘致や、二次医療に対応可能な医療サービスの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に不足が見込まれる恐れはあるが、現状では施設整備へのニーズは高くない</li> <li>高齢者の健康増進への取り組みによる社会保障費などの低減を図ることが必要</li> <li>介護や子育てにおいては、同世代のみでの対応に加え、多様な世代が交流して取り組むことが望ましいことから、他の施設整備に合せて複合的に整備を図ることが考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水の被害リスクを低減させるハード整備とあわせ、警戒避難体制などソフト面の施策も推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の集約・統合による効率化の推進と複合化によるサービスの拡充</li> <li>館林都市圏での協働による施設維持・整備や機能分担ができる枠組みの構築</li> <li>民間手法導入の検討</li> </ul>
------------------------	---	--	--	--	--	--

□：立地適正化計画において重点的に取り組むべき事項 その他：重点事項の検討に併せた検討のほか、都市計画マスタープランや関連計画の中で取り組みを行う事項

## 2. まちづくりの目標と方針

本計画では、第6次明和町総合計画で定められた「まちの将来像」に基づき、その実現に向けたまちづくりの目標と方針を定めます。

### 【まちの将来像】

キラリとひかる だれもが安全安心に暮らせるまち 明和町

将来像の実現に向けたまちづくりの目標と方針を設定

#### 目標1 まちの暮らしやすさを高める

##### 方針 ①暮らしやすさを高める都市機能の充実

- 買い物や通院など、日常生活における満足度を向上させるため、町民の生活利便性を向上させ、安心感を確保するために必要な都市機能（主に商業・医療機能）を充実させることにより、まちの暮らしやすさを高め、定住・移住人口の確保につなげます。
- ②都市機能の魅力と利便性の向上
  - 施設運営・維持における効率化や、町民の利便性向上を図るため、公共施設の集約・統合によるまちの負担の軽減に併せて、必要な都市機能を複合化（例：医療＋子育て施設、子育て＋福祉施設など）させることにより、施設の魅力や利用者の利便性を高めます。

#### 目標2 まちのつながりを高める

##### 方針 ①地域を結ぶ交通ネットワークの形成

- 過度の自動車依存を解消するため、今後の超高齢社会を見据え、誰もが移動可能な暮らしを確保するために、地域を結ぶ交通ネットワーク（道路及び公共交通）を確保し、維持します。
- ②地域内外をつなぐ交流拠点の形成
  - 広域的、また地域の交通の要としての機能を向上させるため、川俣駅周辺において、駅利用者や地域住民の利便性を高める都市機能を誘導するとともに、交通関連施設や乗り継ぎなどの交通結節機能の充実を図り、交流拠点としての魅力を高めます。

### 3. めざすべき将来都市構造と各拠点に求められる役割

本町の都市構造は、川俣駅や役場などの町の都市機能が集積した中部地区と、小学校を中心として拠点が形成された東部地区・西部地区の3地区から成り立っています。

各地区に対して、以下のように拠点を位置づけることとします。

- ◆ **中心拠点**：館林都市圏または町の中核として、都市圏全体又は各地域への都市サービスを提供するために必要な機能を確保・拡充・維持する拠点
- ◆ **地域拠点**：地域において日常的に必要な生活サービス機能や、既に他地域から利用されている機能を確保・維持する拠点

また、本町の3拠点それぞれに求められる役割を整理すると、以下のようになります。

#### 川俣駅周辺 中心拠点

- 広域的、また地域の交通結節点となる川俣駅周辺において、駅利用者や地域住民の日常生活を支える拠点としての機能を有することが求められます。
- まちの中心拠点として必要な機能を有していることから、既存施設の有効活用・機能強化を基本としながら、機能の集約・複合化による利便性向上が必要です。

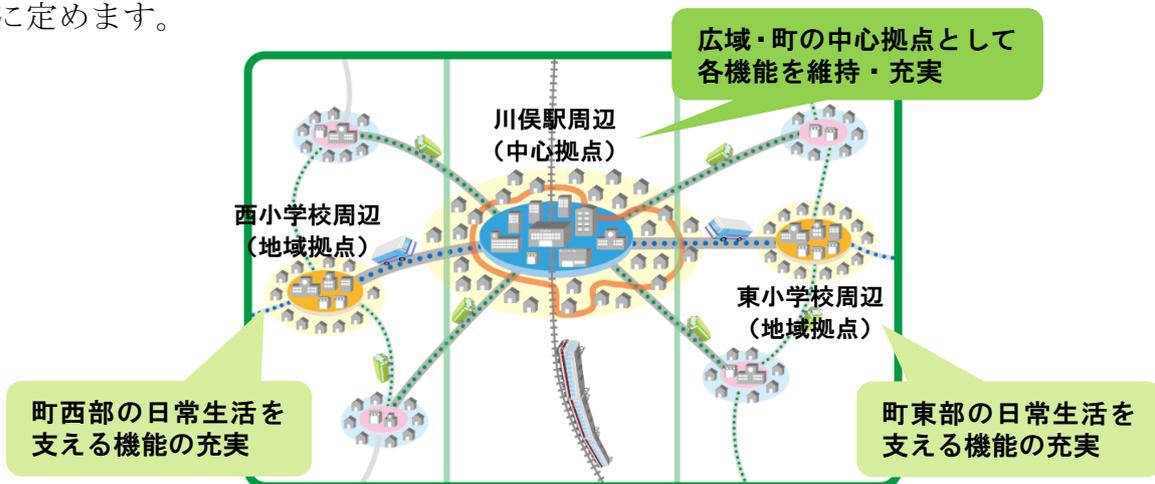
#### 東小学校周辺 地域拠点

- 町東部の日常生活を支える拠点としての機能を有することが求められます。
- コンビニによる商業利便性は確保されているが、日常的な医療機能や公共交通の利便性確保が求められます。

#### 西小学校周辺 地域拠点

- 町西部の日常生活を支える拠点としての機能を有することが求められます。
- コンビニによる商業利便性は確保されているが、日常的な医療機能や公共交通の利便性確保が求められます。

以上の各拠点の位置づけをふまえ、本町のめざすべき将来都市構造イメージを以下のように定めます。



めざすべき将来都市構造のイメージ

---

## 4. まちづくりの方針

---

### (1) 都市機能誘導及び居住誘導に関する基本的な考え方

ここでは、都市機能・居住誘導区域及び誘導施設の設定の考え方を整理します。

#### ① 都市機能誘導施設

都市機能誘導施設は、以下の考え方に基づき、中心拠点において特に必要な施設を位置づけ、まちの暮らしやすさを高める機能を誘導します。

- 都市機能については、各地区が担う役割に応じ、中部地区ではまち全体の生活利便性を向上させる都市機能を充足させ、東部・西部地区では各地区の生活利便性をカバーする都市機能を充足させ、地域間の連携を図ることにより、まち全体及び地域の生活サービス水準を向上させます。
- 町民の生活利便性を高め、安心感が得られるような都市機能（主に商業・医療機能）を充実させます。
- 都市機能の整備においては、施設の集約・統合により、財政的な負担を軽減させるとともに、施設の魅力や利用者の利便性を高めます。

#### ② 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、以下の考え方に基づき、公共交通の利便性が高い地域を位置づけます。

- 川俣駅周辺など公共交通の利便性が高い地域や、既存施設が立地している地域を誘導区域と位置づけ、地域住民や駅利用者の利便性を高める都市機能を維持・誘導します。
- 川俣駅から概ねの徒歩圏に含まれる市街化調整区域において、既存施設の集積がみられるエリアや計画的な整備が見込まれるエリアについては、今後の市街化区域への編入の検討と併せて、誘導区域への位置づけについても検討を行います。

#### ③ 居住誘導区域

居住誘導区域は、以下の考え方に基づき、都市施設や公共交通の利便性が高い地域を位置づけ、居住を誘導することとします。

- 川俣駅周辺やバス路線沿線など公共交通の利便性が高く、日常生活に必要な都市施設が集積する地域へ誘導を図ります。
- 工業地域は、住宅の立地に適さないため位置づけないこととします。ただし、町有の利用可能な土地が含まれる場所や、既存の住宅が立地するエリアについては、用途地域の変更を視野に入れたうえで、居住誘導区域に位置づけます。
- 既存施設の集積がみられる役場周辺の市街化調整区域のエリアについては、今後の市街化区域への編入の検討と併せて、誘導区域への位置づけについても検討を行います。
- 河川氾濫により浸水が想定される区域については、居住誘導区域に位置づけないことになっていますが、国・群馬県・関係市町が連携し、警戒避難体制の構築など、被害を軽減するための取組みを進めることから、居住誘導区域に含めるものとしてします。



# 第4章 都市機能誘導施設・誘導区域、居住誘導区域

## 1. 都市機能誘導施設

### (1) 都市機能の分類と明和町において対象となる施設

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」及び「広域立地適正化方針」において、都市機能誘導施設として位置づけられる対象施設は以下のように分類されています。

都市機能	「立地適正化計画作成の手引き」における誘導施設		「広域立地適正化方針」
	中心拠点	地域／生活拠点	川俣駅周辺で機能維持・強化を図る広域的な機能
行政機能	中枢的な行政機能 例：本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能など 例：支所、福祉事務所など各地域事務所	—
介護福祉機能	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守りなどのサービスを受けることができる機能 例：地域包括センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン など	—
子育て機能	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、認定こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 など	—
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	日々の生活に必要な生鮮品、日用品などの買い回りができる機能 例：食品スーパー	—
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）を受けられる機能 例：病院	日常的な診療を受けられる機能 例：診療所	—
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局	—
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター	—
公共交通利用促進機能	—	—	駅など交通施設の充実や周辺関連施設の強化、また、交通ネットワークの充実を図り、交通結節点としての機能を強化

前ページで整理した都市機能について、本町においてどのような既存施設があり、町民ニーズなどから新たに望まれる施設は何かを整理したものが、下表になります。

公共・民間施設の既存施設及び新たに望まれる施設 一覧表（その1）

都市機能	公共施設			民間施設	
	既存施設	明和町公共施設等管理計画における方針 (計画書の記載を抜粋)	新たに望まれる施設	既存施設	新たに望まれる施設
行政機能	役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の安全の確保や効率的な維持管理を計画的に実施</li> </ul>		—	
介護福祉機能	保健センター 社会福祉会館 老人福祉センター デイサービスセンター 地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の機能について再検討し、統廃合や複合化を実施</li> <li>直営施設では、指定管理者制度などの検討を行うとともに、業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図る</li> <li>指定管理者制度を導入している施設では、期間の終了時期や改修、更新時期を見据え、民間譲渡を含めて検討</li> </ul>		小規模多機能型 2ヶ所 通所系 1ヶ所 訪問系 4ヶ所 入所系 1ヶ所	介護サービス施設 ※介護従事者不足の解消のため、訪問・送迎などが効率的に運営できるよう集約を検討
子育て機能	認定こども園 学童保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士不足に対応しつつ、子ども・子育て新制度により更に需要が拡充する未満児に対して、保育必要面積の確保と安全確保を検討</li> <li>新たにふれあいセンターを建設し、今後多世代で活用できる施設として活用や運用のあり方を検討</li> <li>民間事業者により代替可能な事業は、必要性を検討し、民営化なども含めて検討</li> </ul>	子育て支援施設 (例:認定こども園、学童保育所) ※待機児童が発生しないよう、子育て世代が働きながら安心して暮らせるよう配慮	—	子育て支援施設 (例:認定こども園など) ※待機児童が発生しないよう、子育て世代が働きながら安心して暮らせるよう配慮
商業機能	—	—		コンビニ 5ヶ所 スーパー 1ヶ所 ドラッグストア 1ヶ所 ホームセンター 1ヶ所	スーパー ※日々の生活に必要な生鮮品・日用品などの買い回りができる規模
医療機能	—	—		診療所(内科) 1ヶ所 診療所(複数科) 3ヶ所 歯科 3ヶ所	診療所 ※日常的に通院できる診療科を備える規模

公共・民間施設の既存施設及び新たに望まれる施設 一覧表（その2）

都市機能	公共施設			民間施設	
	既存施設	明和町公共施設等管理計画における方針 (計画書の記載を抜粋)	新たに望まれる施設	立地済みの施設	新たに望まれる施設
金融機能	—	—	—	銀行など 3ヶ所 郵便局 2ヶ所	—
教育機能	小学校 中学校 県立商工高校 給食センター 適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の児童・生徒数の推移を見据え、統廃合や複合化などを検討</li> <li>● 上記に際し、保護者や地域住民との協議を重ね、地域コミュニティの核として、地域の状況や特性を十分に考慮し検討</li> <li>● 改修や更新にあたっては、柔軟な設計方法の導入により整備し、後年度の施設転用の容易化を図る</li> <li>● 安全確保の観点からも施設の管理運営について検討</li> </ul>	—	—	—
文化機能	ふるさと産業文化館 社会体育館 海洋センター 中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能に類似性のある施設のあり方について検討</li> <li>● 施設の機能について再検討し、統廃合や複合化を実施</li> <li>● 直営施設では、指定管理者制度などの検討を行うとともに、業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図る</li> <li>● 指定管理者制度を導入している施設では、期間の終了時期や改修、更新時期を見据え、民間譲渡を含めて検討</li> </ul>	—	—	—
その他機能	町営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 需要のバランスをふまえつつ、著しく老朽化した小規模団地の統廃合を行い、各施設の維持管理に努め、必要に応じて借上げ型公営住宅の供給を検討</li> </ul>	—	—	宿泊施設 ※工業団地関係者など

## (2) 都市機能及び施設の配置の考え方

都市機能の各対象施設に対し、その役割に応じて、「中心拠点にあるべき」「地域拠点にあるべき」「拠点だけではなく地域各所に配置する」かを整理しました。

また、都市機能誘導施設の候補となる施設については、「既存機能の維持」「機能の新規誘導」のいずれに該当するかを位置づけました。

都市機能及び対象施設の配置の考え方 一覧表（その1）

都市機能	対象施設	配置の考え方	中心拠点にあるべき		地域拠点にあるべき		拠点だけではなく地域各所に配置
			必要性	位置づけ	必要性	位置づけ	
行政機能	役場	全町民を対象としてサービスを行う施設であることから、中心拠点への配置が望ましい	○	維持	—	—	—
介護福祉機能	保健福祉施設 (保健センターなど)	全町民を対象としてサービスを行う施設であることから、中心拠点への配置が望ましい	○	維持	—	—	—
	デイサービスセンター	各所に立地が望まれる施設であり、拠点だけでなく地域各所に配置されることが望ましい	—	—	—	—	○
	地域活動支援センター	全町民を対象としてサービスを行う施設であることから、中心拠点への配置が望ましい	○	維持	—	—	—
	介護サービス施設	各所に立地が望まれる施設であり、拠点だけでなく地域各所に配置されることが望ましい	—	—	—	—	○
	高齢者スペース (社会福祉協議会など)	全町民を対象としてサービスを行う施設であることから、各拠点への配置が望ましい	○	維持	○	維持	—
子育て機能	子育て支援施設 (認定こども園、学童保育所など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全町民を対象としてサービスを行う施設については、既存の施設を維持し、今後新たに整備する場合にも中心拠点への配置が望ましい</li> <li>小学校と一体となって利用することが見込まれる施設は、小学校付近（地域拠点）への配置が望ましい</li> </ul>	○	維持誘導	○	維持	—
商業機能	スーパー	全町民の日常的な利用が見込まれることから、中心拠点への配置が望ましい	○	維持誘導	—	—	—
	コンビニ	各所に立地が望まれる施設であり、拠点だけでなく地域各所に配置されることが望ましい	—	—	—	—	○

都市機能及び対象施設の配置の考え方 一覧表（その2）

都市機能	対象施設	配置の考え方	中心拠点にあるべき		地域拠点にあるべき		拠点だけではなく地域各所に配置
			必要性	位置づけ	必要性	位置づけ	
医療機能	医療モール (複数の診療科を備えた施設)	全町民を対象としてサービスを行う施設であることから、中心拠点への配置が望ましい	○	誘導	—	—	—
	診療所	各拠点での日常的な利用が見込まれることから、中心拠点及び地域拠点への配置が望ましい	○	維持誘導	○	維持	—
金融機能	銀行など (支店・窓口有)	全町民を対象としてサービスを行う施設であることから、中心拠点への配置が望ましい	○	維持	—	—	—
	郵便局	全町民を対象としてサービスを行う施設であることから、既存施設は維持し、新たに誘導する場合には中心拠点に配置することが望ましい	○	誘導	○	維持	—
教育・文化機能	小学校	全町民を対象としてサービスを行う施設であり、かつ拠点の活力維持に必要不可欠である	—	—	○	維持	—
	中学校	全町を対象としてサービスを行う施設であり、かつ拠点の活力維持に必要不可欠である	○	維持	—	—	—
	高校	既存の施設は維持する。町内外の利用者がいることから、今後整備が行われる場合には中心拠点への配置が望ましい	○	誘導	—	—	○
	図書館	全町民の利用が見込まれることから、中心拠点への配置が望ましい	○	維持	—	—	—
	文化施設	全町民の利用が見込まれることから、中心拠点への配置が望ましい	○	維持	—	—	—
	中央公民館	全町民の利用が見込まれることから、中心拠点への配置が望ましい	○	維持	—	—	—

また、現況及びニーズなどからみた重要課題を「商業・医療の不足解消」と位置づけています。このため、これらについてどのような種類・規模のものが必要かを、以下に整理しました。

## 商業施設

### 【現状】

- 「日常の買物の便利さ」について、約8割の町民が不満を感じており、日常生活圏あるいは徒歩圏における生活利便性を向上させることが望まれます。
- 工業団地従業者や川俣駅利用者及び町民の利便性向上に資する施設の配置が望まれます。
- 現在、主に指定されている住居系用途地域においては、3,000㎡以下の店舗までは立地が可能です。

### 【必要な施設・整備の方向性】

- スーパーやコンビニのような、日々の生活に必要な生鮮品・日用品などの買い回りが可能な施設
- 駅利用者や町民などの日常の利便性に資する施設
- 商業機能単体ではなく、他機能との複合化による施設の設置
- 必要に応じ、用途地域の変更も検討

## 医療施設

### 【現状】

- 「事故・急病にいつでも対応する医療体制」について、約8割の町民が要望しています。
- 現状、入院機能や救急機能を備えた総合病院が立地していません。

### 【必要な施設・整備の方向性】

- 町内で不足する診療科を備えた施設  
(例：医療モールなど)
- 町民が日常的に通院できるような診療所
- 医療機能単体ではなく、他機能との複合化による施設の設置
- 必要に応じ、用途地域の変更も検討

### (3) 誘導施設の設定

前項にて示した都市機能の対象施設のうち、「中心拠点にあるべき」と位置づけた施設を、都市機能誘導施設に位置づけます。

ここで、既に立地している施設については、建替え・更新を行いながら、機能を維持します。

また、役場・図書館・文化施設は、市街化調整区域にあるため、市街化区域に編入後、誘導施設に位置づけるかを検討することとします。

中心拠点にあるべき機能・施設		施設数	都市機能誘導施設への位置づけ		位置づけ
行政機能	役場	0	×	市街化区域に編入後、都市機能誘導区域に指定し、誘導施設に位置づける	維持
介護福祉	保健センター	1	○	誘導施設に設定	維持
	地域活動支援センター	1	○	誘導施設に設定	維持
	高齢者スペース (社会福祉協議会)	1	○	誘導施設に設定	維持
子育て	子育て支援施設（認定こども園、学童保育所など）	0	○	誘導施設に設定	維持・誘導
商業	スーパー※	1	○	誘導施設に設定	維持・誘導
医療	医療施設（医療モール、診療所など）	3	○	誘導施設に設定	維持・誘導
金融	銀行など（支店・窓口有）	2	○	誘導施設に設定	維持
	郵便局	0	○	誘導施設に設定	誘導
文化	地域交流施設（図書館、ふるさと産業文化館、中央公民館など）	1	○	中央公民館は、誘導施設に設定 図書館・ふるさと産業文化館は、市街化区域に編入後、都市機能誘導区域に指定し、誘導施設に位置づける	維持
凡例：○ 誘導施設に設定 × 誘導施設に設定しない					

※スーパー：取扱商品のうち飲食料品が50%以上を占める店舗\*のうち売場面積が1,000㎡以上の店舗を対象。

\*飲食料品が50%以上を占める店舗とは、商業統計調査における業態分類のうち食料品中心店、食料品スーパー、食料品専門店に分類される店舗をいう。

## 2. 都市機能誘導区域

広域立地適正化方針では、都市機能誘導区域の対象区域の考え方が以下のように示されています。

- 居住誘導区域内での設定が基本
- 都市計画マスタープランなどにおいて都市拠点や地域拠点として位置づけられ、以下の要件に該当する区域
  - ・ 鉄道駅に近く、業務や商業などが集積する地域など、都市機能が一定程度充実している区域
  - ・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- 区域の範囲は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車などによりそれらの間が容易に移動できる範囲を対象

これをふまえ、本町における都市機能誘導区域の設定方針を以下のように定めます。

- 建築物の用途制限がある区域（工業地域・第一種低層住居専用地域）には、誘導しないものとします。ただし、工業地域のなかで既に駅前広場や公有地など、工業施設がない区域は、駅周辺に都市施設を誘導するため、用途地域の変更を前提に対象区域へ編入します。
- 以下の二つのエリアを、都市機能誘導区域に編入します。
  - ① 川俣駅周辺及び町有の利用可能な未利用地が含まれるエリアにおいて、新規誘導を考える都市機能を配置し、利便性の向上に資するエリア
  - ② 現状、市街化区域内において公共施設や都市機能が立地するエリア

この方針に従い、本町の都市機能誘導区域を設定し、それぞれの区域について以下のように位置づけることとします。

### 都市機能誘導区域の位置づけ

川俣駅周辺地区	川俣駅周辺から概ね 500m 圏内を区域として設定。主に、新たに誘導する都市機能を誘導施設として定める。 <b>【誘導施設】</b> 保健センター、地域活動支援センター、子育て支援施設、スーパー、医療施設、銀行、郵便局、地域交流施設
役場周辺地区	役場周辺において、既存の都市機能が集積するエリアを区域として設定。主に、既存の都市機能を維持する形で、誘導施設として定める。 <b>【誘導施設】</b> 高齢者スペース、子育て支援施設、スーパー、医療施設、地域交流施設 ※役場・図書館・ふるさと産業文化館は、市街化調整区域にあるため、市街化区域に編入後、誘導施設に位置づけるかを検討

### 3. 居住誘導区域

広域立地適正化方針では、居住誘導区域の対象区域の考え方が以下のように示されています。

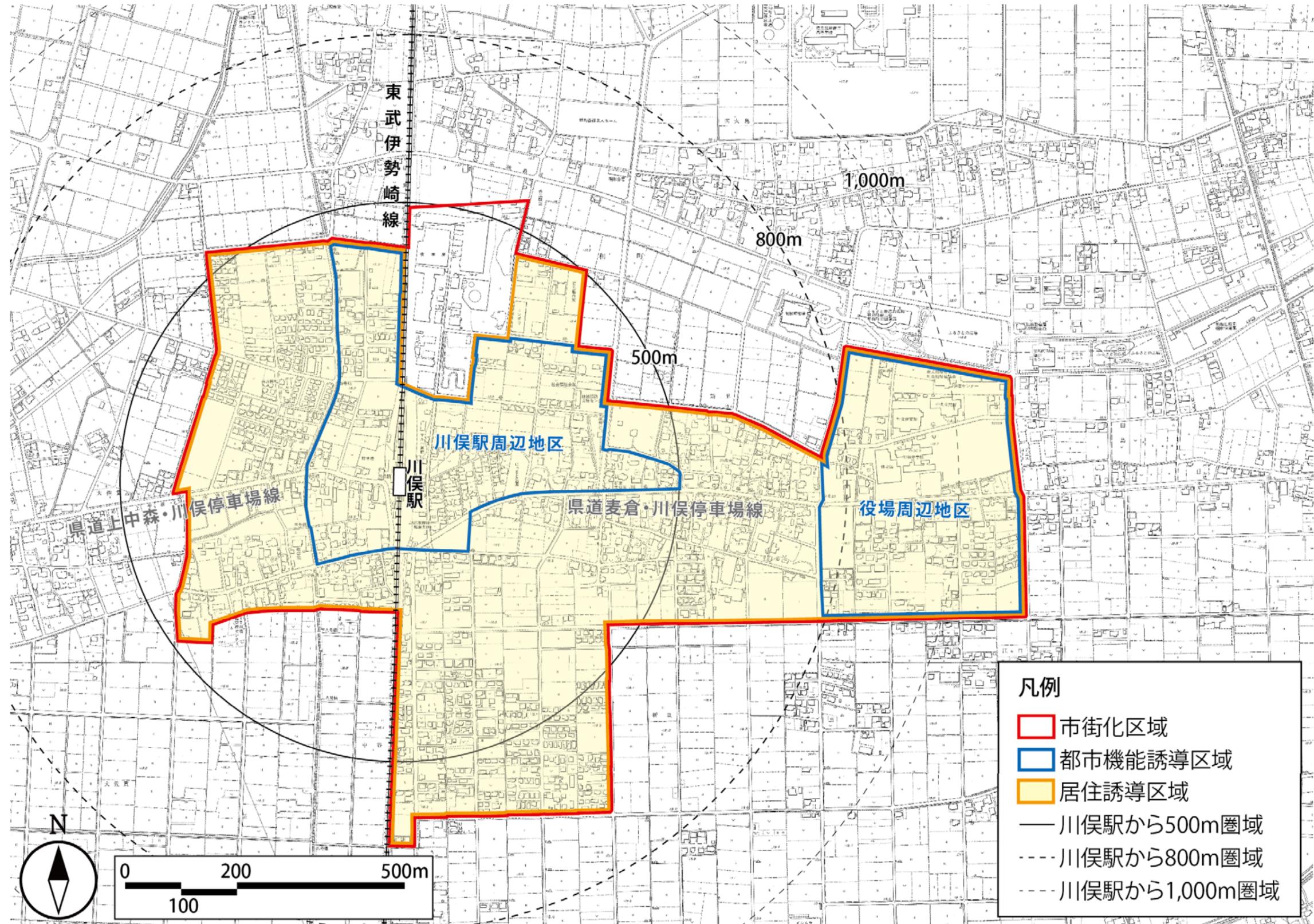
- 市街化区域のうち、工業専用地域や流通業務地区などの他、法令・条例により住宅の建築が制限されている区域を除く区域
- 土地区画整理事業などが完了または実施中の区域
- 以下の要件を満たす区域
  - ・ 既に人口が集積しており、今後も一定の人口密度が維持されることが見込まれる区域
  - ・ 公共交通の利用が可能な区域（概ね鉄道駅から 1km またはバス停から 300m に含まれる範囲）
  - ・ 日常生活に必要な商業・医療・福祉などの複数の施設が徒歩圏内に含まれる区域（各施設から概ね 1km（徒歩で 15 分以内）の範囲）

これをふまえ、本町における居住誘導区域の設定方針を以下のように定めます。

- 川俣駅周辺やバス路線沿線など、公共交通の利便性が高く、日常生活に必要な都市施設が集積する地域への誘導を図ります。
- 工業地域は、住宅の立地に適さないため居住を誘導しないこととします。ただし、町有の利用可能な未利用地が含まれる場所や、既存の住宅が立地するエリアについては、用途地域の変更を視野に入れたうえで、居住誘導区域に位置づけます。
- 既存施設の集積がみられる役場周辺の市街化調整区域のエリアについては、今後の市街化区域への編入の検討と併せて、誘導区域への位置づけについても検討を行います。

#### 4. 各区域の範囲図

都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定方針に基づき、各区域を以下のように設定します。



明和町における都市機能誘導区域・居住誘導区域の範囲

---

# 第5章 誘導施策について

## 1. 誘導施策

---

立地適正化計画を推進するためには、公共交通、福祉・子育て、医療、商業など、多様な分野との連携により、施策を展開していくことが必要です。

ここでは、本計画で定めたまちづくりの目標である、「まちの暮らしやすさを高める」「まちのつながりを高める」の2つに分類し、施策を展開・検討することとします。

## 「まちの暮らしやすさを高める」ための施策

施策項目		内容	
		既の実施済みで今後も継続する施策	今後実施を検討する施策
都市機能の充実	民間事業者支援・誘致の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業用運転資金・設備資金の貸付</li> <li>● 中小企業対象の店舗増改築・設備資金の貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市機能（医療・社会福祉・教育文化・子育て）整備を実施する民間事業者に対する支援</li> <li>● 都市機能整備費の支援</li> <li>● 公的不動産を活用する場合に公有地などの賃料の減免や譲渡の際の減免など</li> <li>● 民有地などを活用する場合に固定資産税の減免</li> </ul>
	交流空間の創出	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未利用地などを活用した、子どもの遊び場などの整備</li> </ul>
	医療機能の強化	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院機能や救急医療機能を有する医療施設の誘致可能性の調査</li> <li>● 需要が見込まれる医療施設（診療科を集約した医療モールなど）の検討</li> </ul>
	良好な居住環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震診断者の派遣による木造住宅の耐震診断</li> <li>● 木造住宅の耐震改修に対する補助金の交付</li> <li>● 住宅リフォームに対する補助金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区計画や建築協定を活用し、良好な住環境や景観づくりを推進</li> <li>● 公的賃貸住宅の整備</li> <li>● 空き家の利活用方法の検討（実態把握調査、マッチングシステムの検討など）</li> <li>● 新規の住宅建設に対する補助金の交付の検討</li> </ul>
	安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯灯・街路灯の整備</li> <li>● 防災・避難訓練の実施</li> <li>● 町が指定する先進安全自動車の購入費の補助</li> <li>● 高齢者の運転免許自主返納に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所や避難施設、災害時における活動拠点の整備を検討</li> <li>● 子どもの見守りなどの体制の検討</li> <li>● ハザードマップの周知など防災意識を高める施策を推進</li> </ul>
利便性の向上	複合化による都市機能の強化	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川俣駅周辺地区において、都市機能誘導施設の複合化による整備を検討（PFI、まちづくり会社など）</li> </ul>
	医療・福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不妊・不育症の治療に対する治療費の助成</li> <li>● 予防接種に対する助成</li> <li>● 人間ドック等検診費助成</li> <li>● 出産祝金の支給</li> <li>● ひとり親家庭等の児童の入進学等支度金支給</li> <li>● 特定医療費等受給者に対する見舞金の支給</li> <li>● 難聴児童に対する補聴器購入費用の一部助成</li> <li>● 介護用車両の購入に対する補助金の交付</li> <li>● 要介護高齢者の介護者に対する慰労金の支給</li> <li>● 高齢者や母子家庭世帯等に対する福祉タクシー料金の助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出産・子育てなどに関する取組みの推進とPRの強化（首都圏でのPRなど）</li> <li>● 母子健康包括支援センターの設置を検討</li> <li>● 健康づくりをサポートする窓口の設置を検討</li> </ul>

## 「まちのつながりを高める」ための施策

施策項目		内容	
		既の実施済みで今後も継続する施策	今後実施を検討する施策
交通ネットワークの形成	交通ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域及び地域内幹線道路の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 館林市外四町地域公共交通会議における広域的な公共交通網形成計画の策定を検討</li> <li>● 川俣駅と公共施設を結ぶなど、町内を循環するバスの運行路線や運行方法の見直し</li> <li>● デマンドバスなど、地域に応じた輸送サービスの検討</li> <li>● 川俣駅周辺へのバスターミナルの設置、バス路線における停留所、待合所などの交通関連施設の整備</li> <li>● 利用料金割引や利用啓発パンフレットの配布など公共交通利用の促進に向けたソフト施策の検討</li> </ul>
	歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩道の整備</li> <li>● 歩行者空間のバリアフリーの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無電柱化の推進</li> <li>● 川俣駅南側の踏切交差点の改善</li> <li>● 川俣駅と公共施設を結ぶ歩道の整備</li> </ul>
交流拠点の形成		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通結節点である川俣駅周辺において、電車とバス交通などとの乗り継ぎ調整、交通関連施設や駅周辺における都市機能の整備など機能強化を図るための取組みを推進</li> <li>● 川俣駅周辺地区において、都市機能誘導施設の複合化による整備を検討（PFI、まちづくり会社など）</li> <li>● 地域交流施設の立地可能性調査の実施</li> </ul>

## 2. 届出制度について

### (1) 届出とは

本計画で定められた都市機能誘導区域・居住誘導区域への計画的な誘導を図るため、開発行為などがいつどこで行われているかの実態を把握するために、各区域外で行われる一定規模以上の開発行為などについては「届出」が必要となります。

### (2) 届出の対象となる行為

#### ■ 居住誘導区域外における届出（都市再生特別措置法 第88条第1項）

居住誘導区域外の区域において、以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する30日前までに、町への届出が必要となります。

#### ○ 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



#### ○ 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例：寄宿舎や有料老人ホームなど）
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅など（①・②）とする場合



## ■ 都市機能誘導区域外における届出（都市再生特別措置法 第108条第1項）

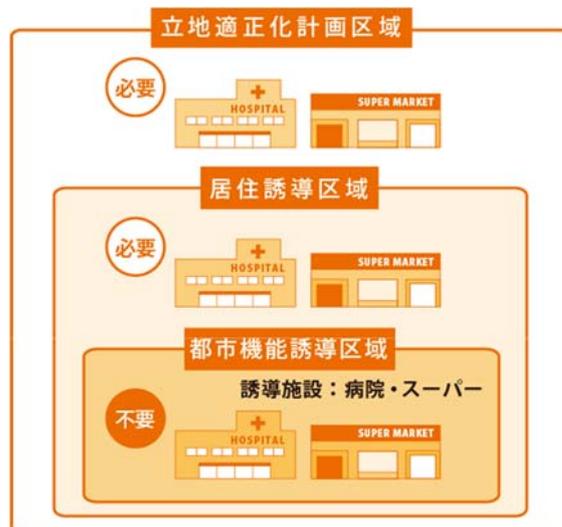
都市機能誘導区域外の区域において、以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する30日前までに、町への届出が必要となります。

### ○ 開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

### ○ 建築等行為

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



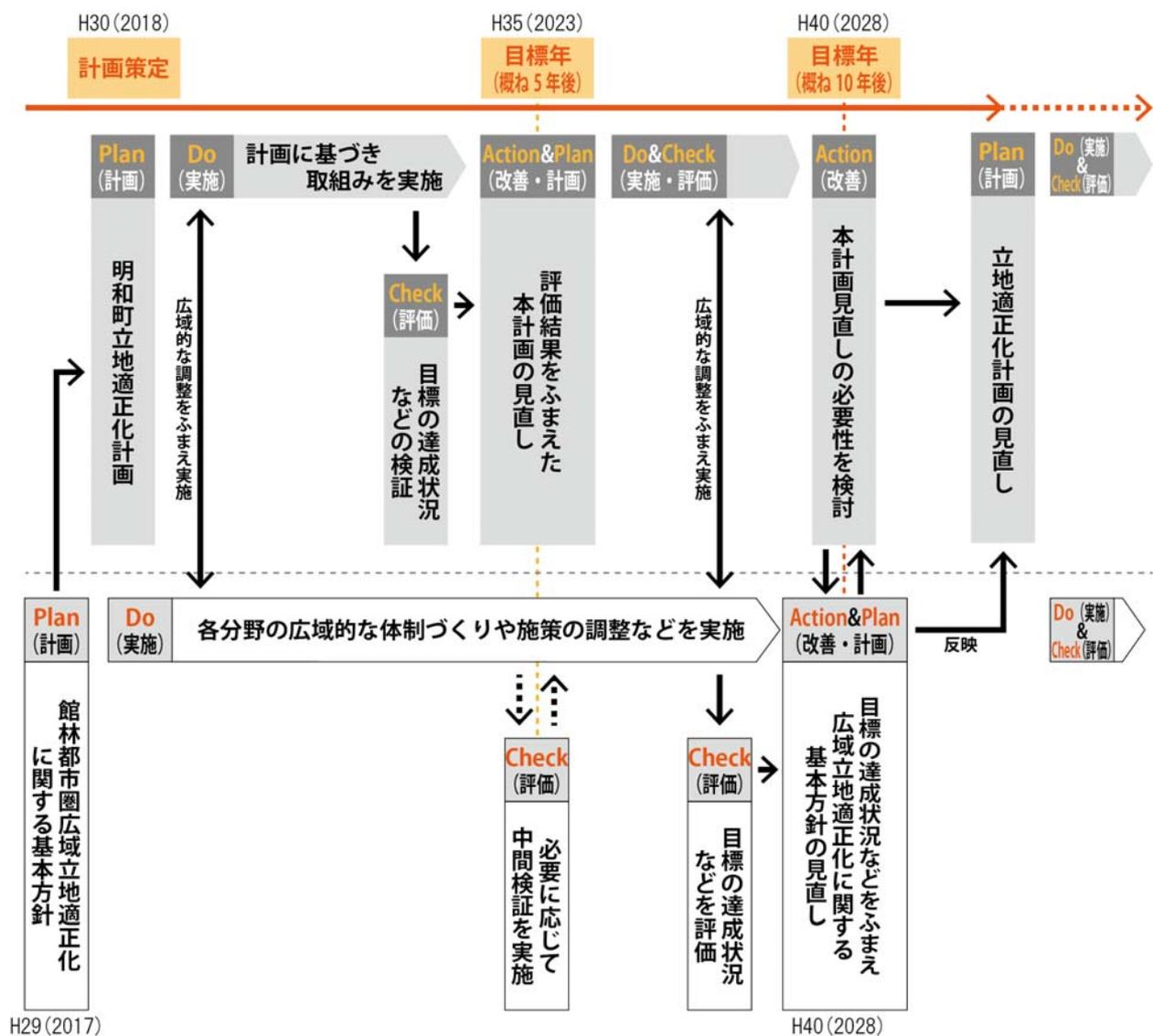
# 第6章 実現に向けて

## 1. 計画の実現に向けて

### (1) 計画の見直し

まちづくりを進めるにあたって、社会・経済情勢の変化や関連計画の改定など、状況の変化に応じて計画の見直しを行うことが必要です。

立地適正化計画は、概ね5年ごとに、施策の実施状況などについて調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や目標の達成状況についての検証を行った上で、検証結果をふまえて、施策の充実・強化など計画の見直しを行います。



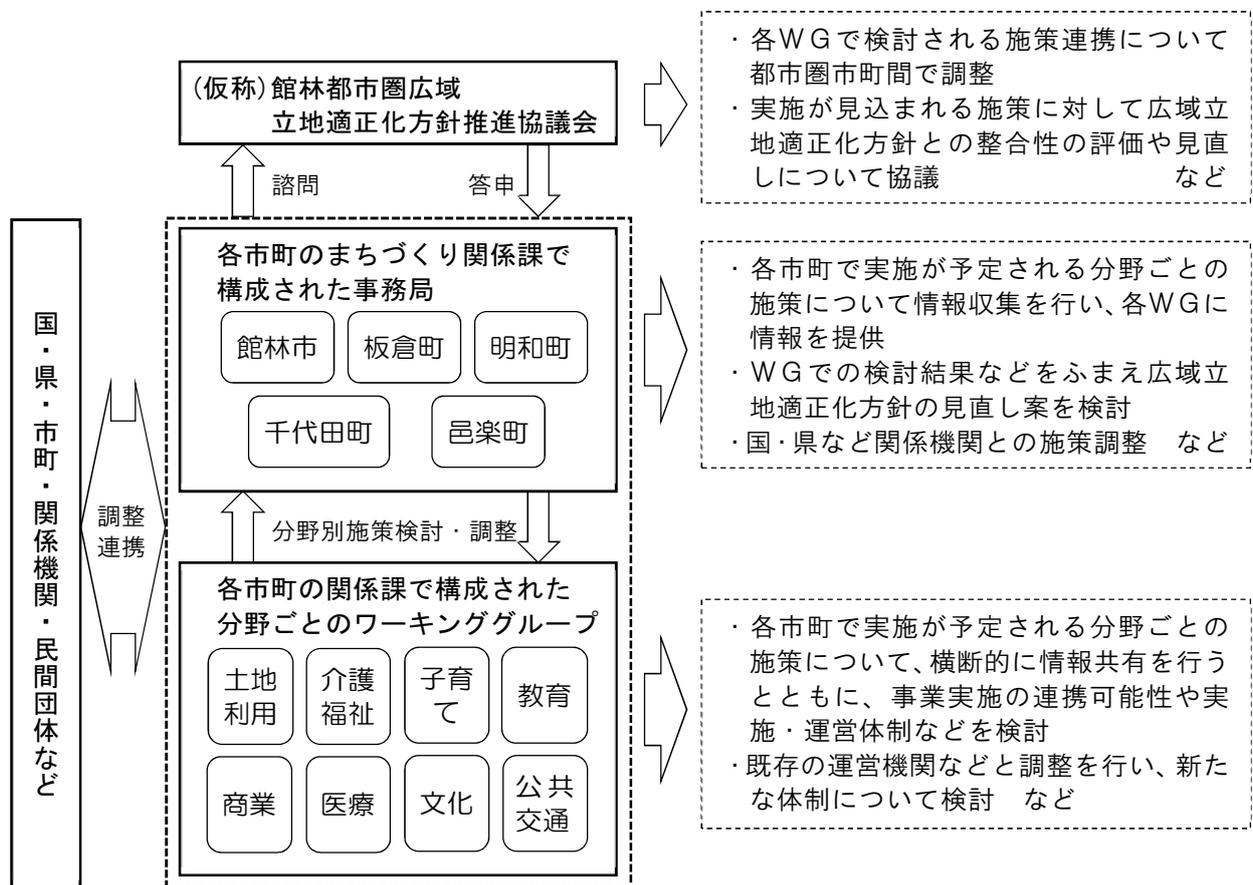
本町における計画見直しのイメージ

## (2) 館林都市圏における連携体制の構築

館林都市圏では、広域立地適正化方針が定められていることから、この方針に基づいて計画を推進していく必要があります。ここで、広域的な連携によりさまざまな施策に取り組むためには、施策の実施について市町間の調整を行うことが求められます。

また、拠点として位置づけられていない地域において広域的な機能を有する施設の立地が見込まれ、立地による都市圏内への影響を及ぼす場合や住宅開発などにより居住誘導に支障を及ぼす場合などについて、広域立地適正化方針との整合性を評価し、必要に応じて見直しを進めることも必要です。

このため、各分野の施策の実施について検討を行う市町の関係課で構成される分野ごとのワーキンググループ、また、方針との整合性の評価や見直しを行う協議会など、広域的な連携の中で取組みを進められる体制の構築に向けた検討を進めていきます。



広域連携体制の枠組みのイメージ

出典：館林都市圏 広域立地適正化に関する基本方針

## 2. 計画の成果目標

本計画では、まちの現況や町民ニーズより、重要課題を「商業・医療の不足解消」と位置づけたことから、計画の推進により、この課題がどれほど解消されたかを評価する必要があります。

また、まちづくりの目標として「まちの暮らしやすさを高める」ことが掲げられており、各種施策を進めることで定住・移住人口を確保することをめざしています。このため、居住誘導区域への居住促進がどれほど図られたかを評価する必要があります。

以上から、計画の進捗状況を適切かつ定量的に評価するために、以下の「評価指標」を定めるとともに、施策の取組みや効果発現状況を確認するための「管理指標」を設定します。なお、これらの指標は、計画の見直し時における達成状況をふまえながら、必要に応じて見直すものとします。

評価指標 1	現状値	目標値
商業施設（店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上）の出店数	1 施設	2 施設
算出手法：都市機能誘導区域内に出店した商業施設数を算出		
<b>【管理指標】</b> 居住誘導区域内における商業施設（店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上）の面積カバー率 算出手法：（居住誘導区域内における各商業施設の徒歩圏（半径 800m）範囲の面積） / （居住誘導区域の面積）	62%	100%
評価指標 2	現状値	目標値
医療施設の立地数	3 施設	5 施設
算出手法：都市機能誘導区域内に立地した医療施設（診療科）の数を算出		
<b>【管理指標】</b> 都市機能誘導区域内における町内に立地していない診療科の増加数 算出手法：都市機能誘導区域内において町内に立地していない診療科が、どれほど増加したかを算出	—	2 施設
評価指標 3	現状値	目標値
居住誘導区域内の人口密度	33 人/ha	33 人/ha (31 人/ha)
算出手法：（居住誘導区域内の人口） / （居住誘導区域面積）		
<b>【管理指標】</b> 居住誘導区域内人口の総人口に占める割合 算出手法：（居住誘導区域内の人口） / （総人口）	26%	28% (27%)

※（ ）内数値は、平成 40 年(2028 年)の推計人口による見込み値を示します。

# 明和町立地適正化計画

## 資料編

平成 30 年 6 月

群馬県明和町



# 明和町立地適正化計画 資料編 目次

<b>1. 人口の動向</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 総人口の推移と将来見通し . . . . .	1
(2) 人口分布の動向 . . . . .	2
(3) 人口構成の見通し . . . . .	3
(4) メッシュ別高齢化率の推移 . . . . .	4
(5) 地区別人口の状況 . . . . .	5
(6) 類型別世帯数の推移 . . . . .	6
<b>2. 町内の都市機能立地状況</b> . . . . .	<b>7</b>
(1) 商業施設 . . . . .	7
(2) 医療施設 . . . . .	8
(3) 介護福祉施設 . . . . .	9
(4) 子育て機能・教育機能・文化機能 . . . . .	10
(5) 金融機能 . . . . .	11
(6) 行政機能・その他機能 . . . . .	12
<b>3. 土地利用の動向</b> . . . . .	<b>13</b>
<b>4. 町有の公共施設の状況</b> . . . . .	<b>14</b>
<b>5. 公共交通</b> . . . . .	<b>15</b>
(1) 公共交通網 . . . . .	15
(2) 公共交通利便地域 . . . . .	16
<b>6. 災害</b> . . . . .	<b>17</b>
<b>7. 財政の状況</b> . . . . .	<b>18</b>
(1) 歳入の状況 . . . . .	18
(2) 歳出の状況 . . . . .	19
<b>8. 計画の策定経緯</b> . . . . .	<b>20</b>

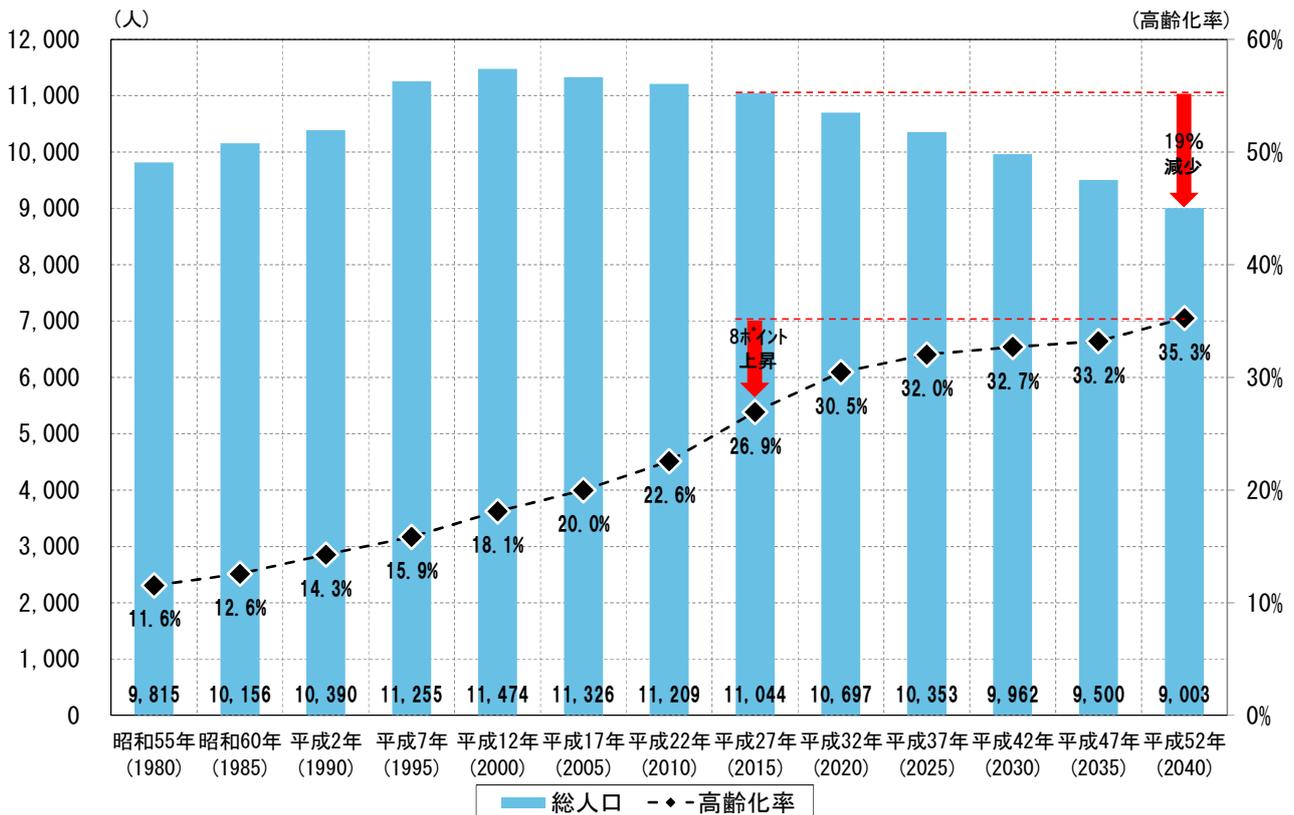


# 1. 人口の動向

## (1) 総人口の推移と将来見通し

明和町の総人口は増加傾向で推移してきましたが、平成 12 年（2000 年）をピークに減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、平成 52 年には 9,003 人と、平成 27 年（2015 年）の 11,044 人と比較して 19%の減少となることが予測されています。

### 【人口推移・将来人口推計】



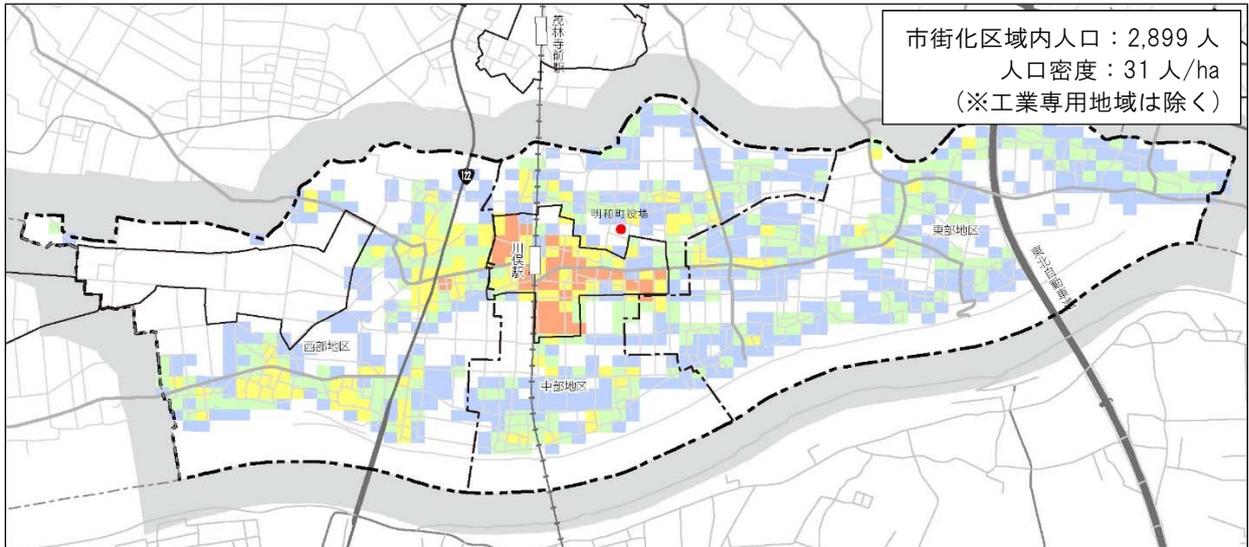
※昭和 55 年～平成 27 年：国勢調査（1980 年～2015 年）

平成 32 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25.3.27）」による推計値

## (2) 人口分布の動向

メッシュ別人口分布の状況を見ると、市街化調整区域の人口割合が多くなっており、町全体では平成 27 年（2015 年）から平成 52 年（2040 年）にかけて 19%の減少が見込まれ、市街化調整区域では 22%の減少が見込まれています。

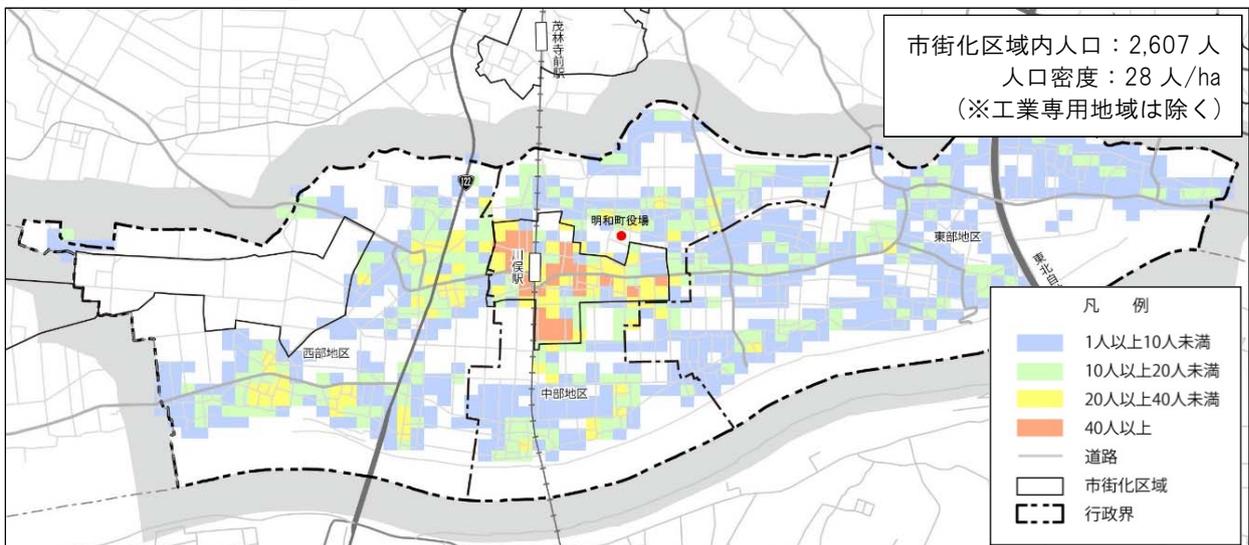
### 【平成 27 年人口分布】



※平成 27 年人口は、平成 27 年国勢調査の 500m メッシュ別の人口に対し、平成 28 年の都市計画基礎調査結果を用いて、100mメッシュ別の住宅用地面積の割合により按分して算出しました。

※町境界部のメッシュ人口は隣接市町の人口を含むため、メッシュ人口の合計値は町人口総数と合致しません。

### 【平成 52 年人口分布】



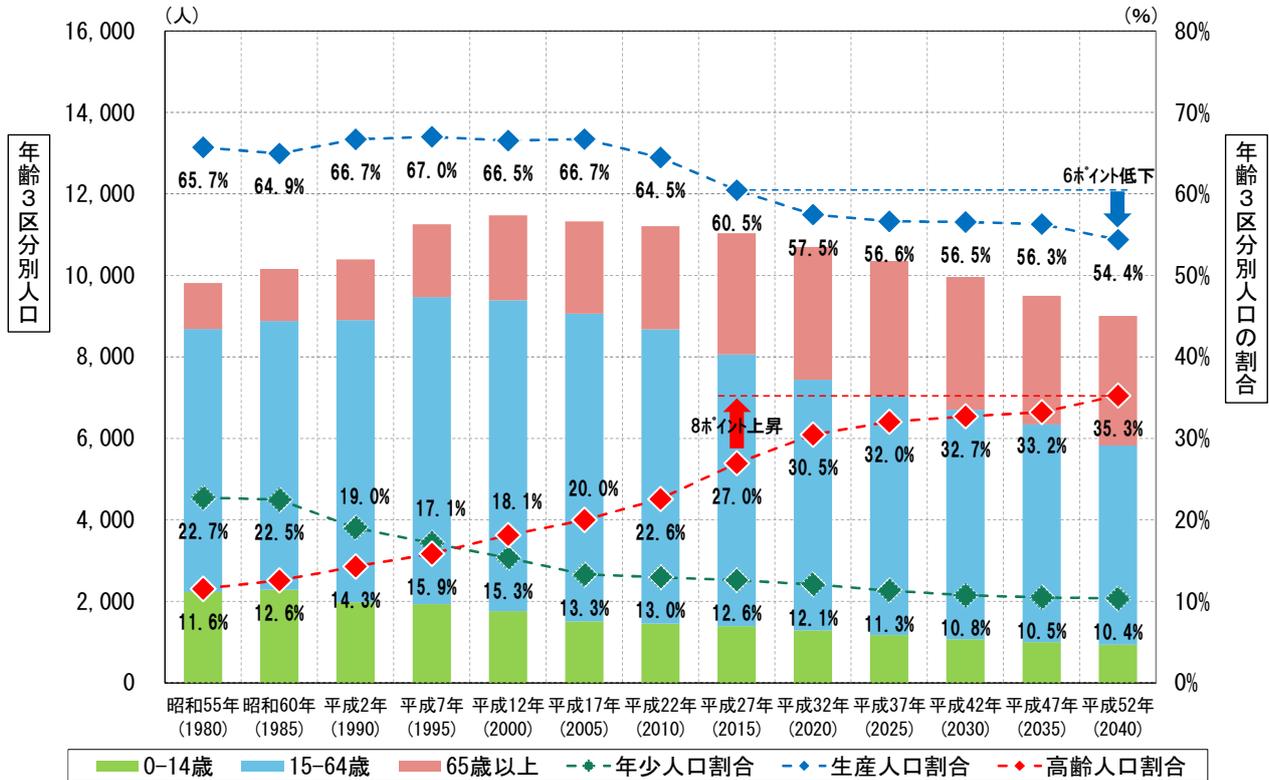
※平成 52 年人口は、500mメッシュ別に生残率・移動率・子ども女性比などを用いたコーホート要因法により推計を行った上で、平成 23 年の都市計画基礎調査結果を用いて 100mメッシュ別の住宅用地面積割合により按分して算出しました。

	現況人口 (H27)	将来人口 (H52)	増減率 (H27→H52)
明和町全域	11,044	9,003	-18.5%
市街化区域	2,899	2,607	-10.1%
市街化調整区域	8,145	6,396	-21.5%

### (3) 人口構成の見通し

高齢人口割合は平成 27 年（2015 年）の 27%から平成 52 年（2040 年）には 35% に上昇することが見込まれます。一方、生産人口割合は平成 27 年（2015 年）の 60% から平成 52 年（2040 年）には 54%に減少することが見込まれています。

#### 【年齢 3 区分別人口の推移】

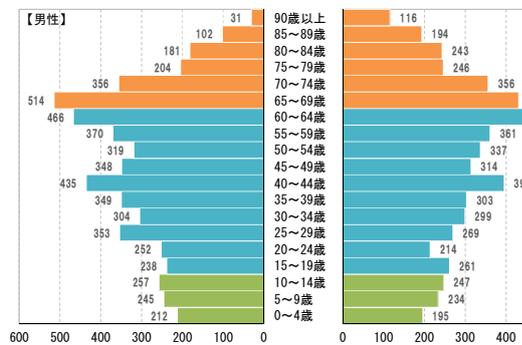


出典：昭和 55 年～平成 27 年：国勢調査（1980 年～2015 年）

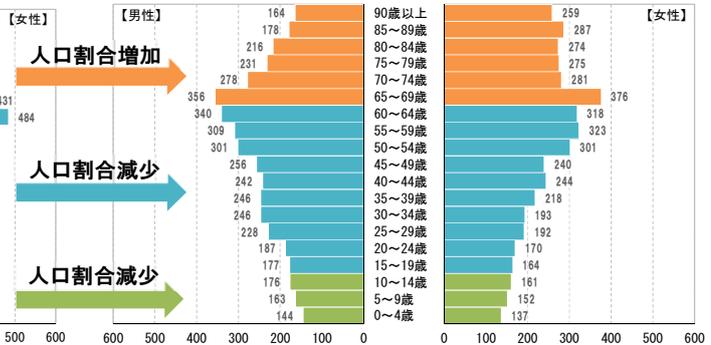
平成 32 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（H25.3.27）」による推計値

#### 【人口ピラミッドの変化】

##### 【平成 27 年】



##### 【平成 52 年】

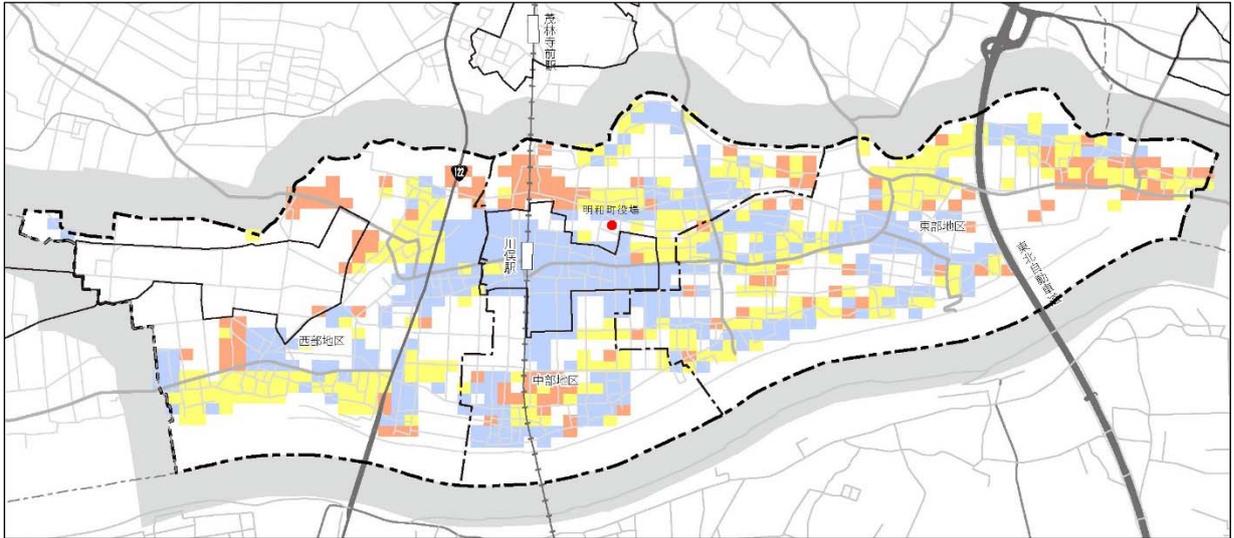


※年齢不詳人口は除きます。

#### (4) メッシュ別高齢化率の推移

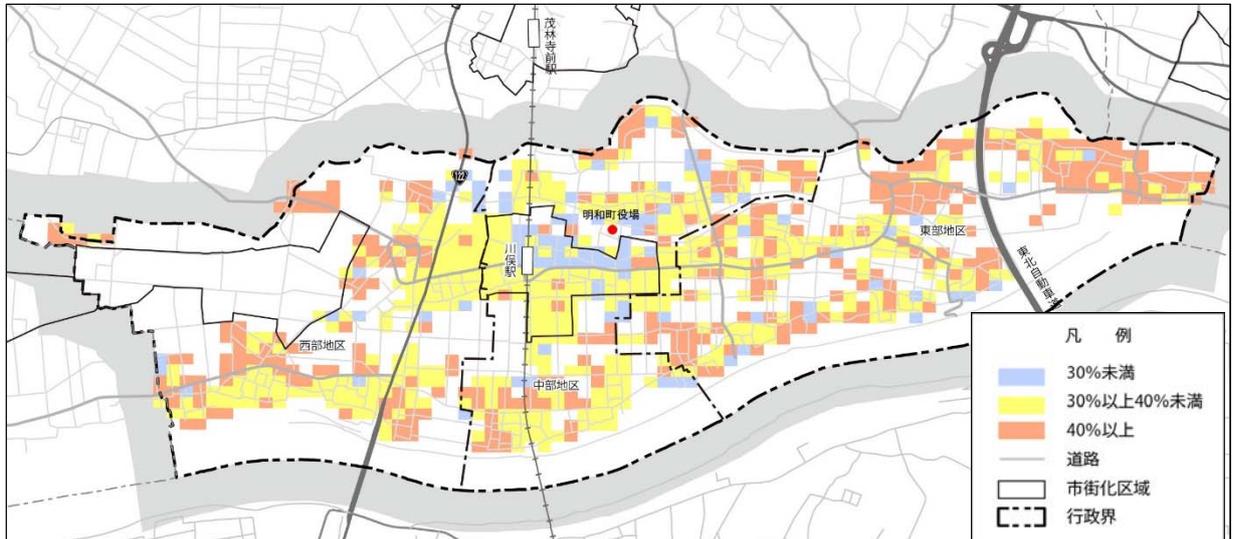
メッシュ別高齢化率の状況を見ると、町全域にわたって高齢化率の上昇がみられ、平成27年(2015年)から平成52年(2040年)にかけて市街化区域では12%、市街化調整区域では約7%の上昇となる見込みです。

##### 【平成27年高齢化率分布】



※平成27年人口は、平成27年国勢調査の500mメッシュ別の人口に対し、平成28年の都市計画基礎調査結果を用いて、100mメッシュ別の住宅用地面積の割合により按分して算出しました。

##### 【平成52年高齢化率分布】



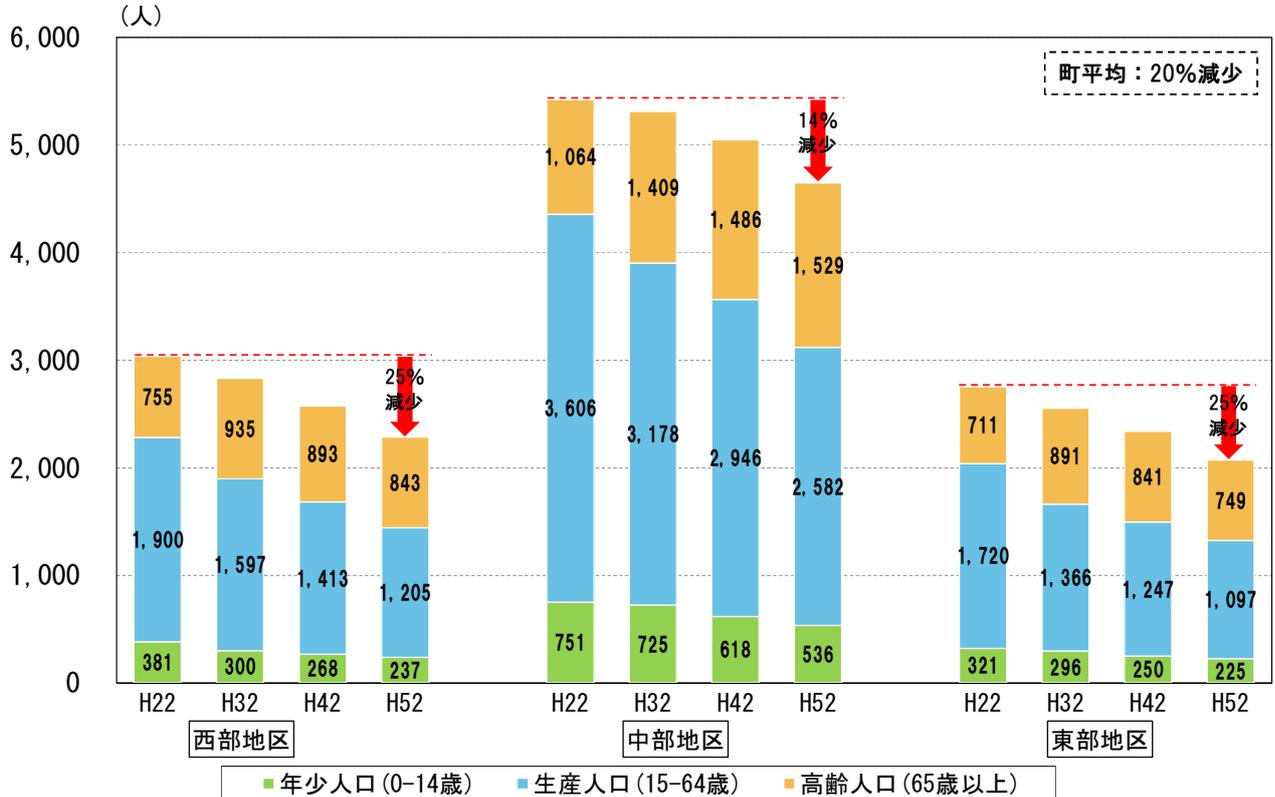
※平成52年人口は、500mメッシュ別に生残率・移動率・子ども女性比などを用いたコーホート要因法により推計を行った上で、平成23年の都市計画基礎調査結果を用いて100mメッシュ別の住宅用地面積割合により按分して算出しました。

	現況高齢化率 (H27)	将来高齢化率 (H52)	上昇率 (H27→H52)
明和町全域	26.9%	35.2%	+8.3%
市街化区域	19.7%	32.0%	+12.3%
市街化調整区域	29.5%	36.6%	+7.1%

### (5) 地区別人口の状況

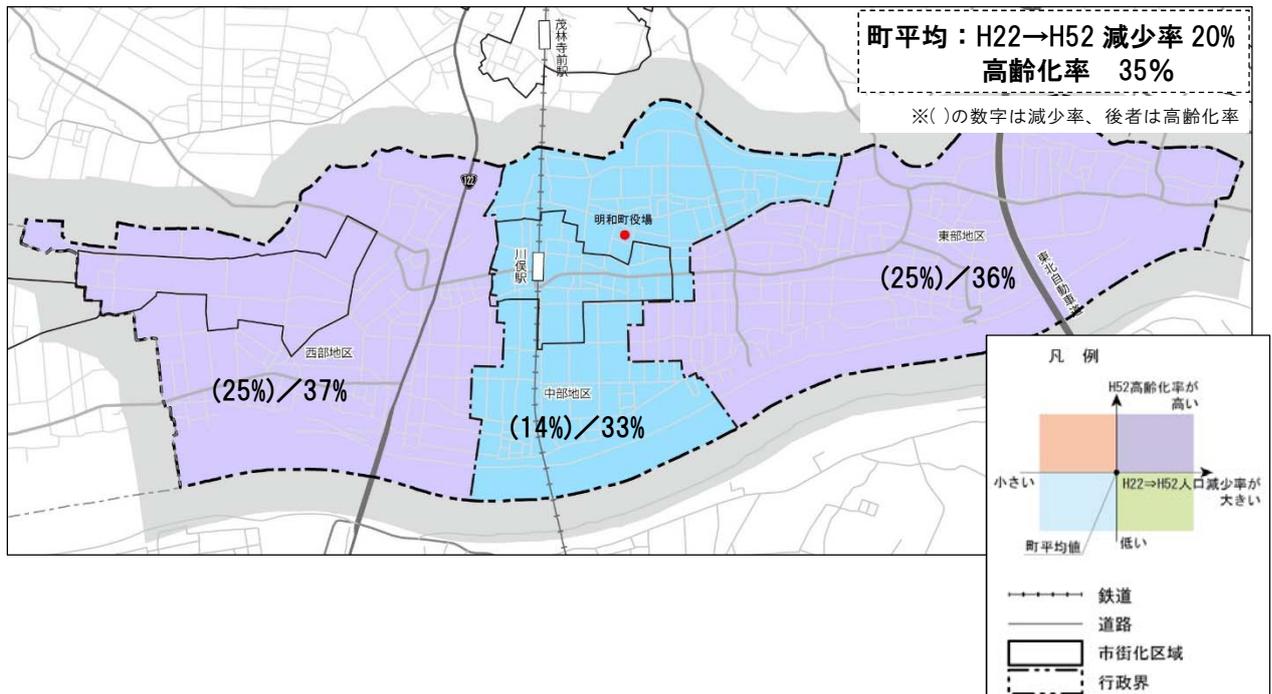
地区別の人口変化では、市街化区域が含まれる中部地区では減少率がまち平均を下回っていますが、市街化調整区域である西部地区や東部地区では、減少率がまち平均を上回っています。

#### 【地区別人口の推移】



※平成 22 年人口：国勢調査実績値。年齢不詳人口は階級別人口割合に応じて按分加算。  
平成 32 年以降：「日本の地域別将来人口推計（平成 25 年 3 月推計）」による推計値。

#### 【地区別の町平均の人口減少率及び高齢化率との比較分類】



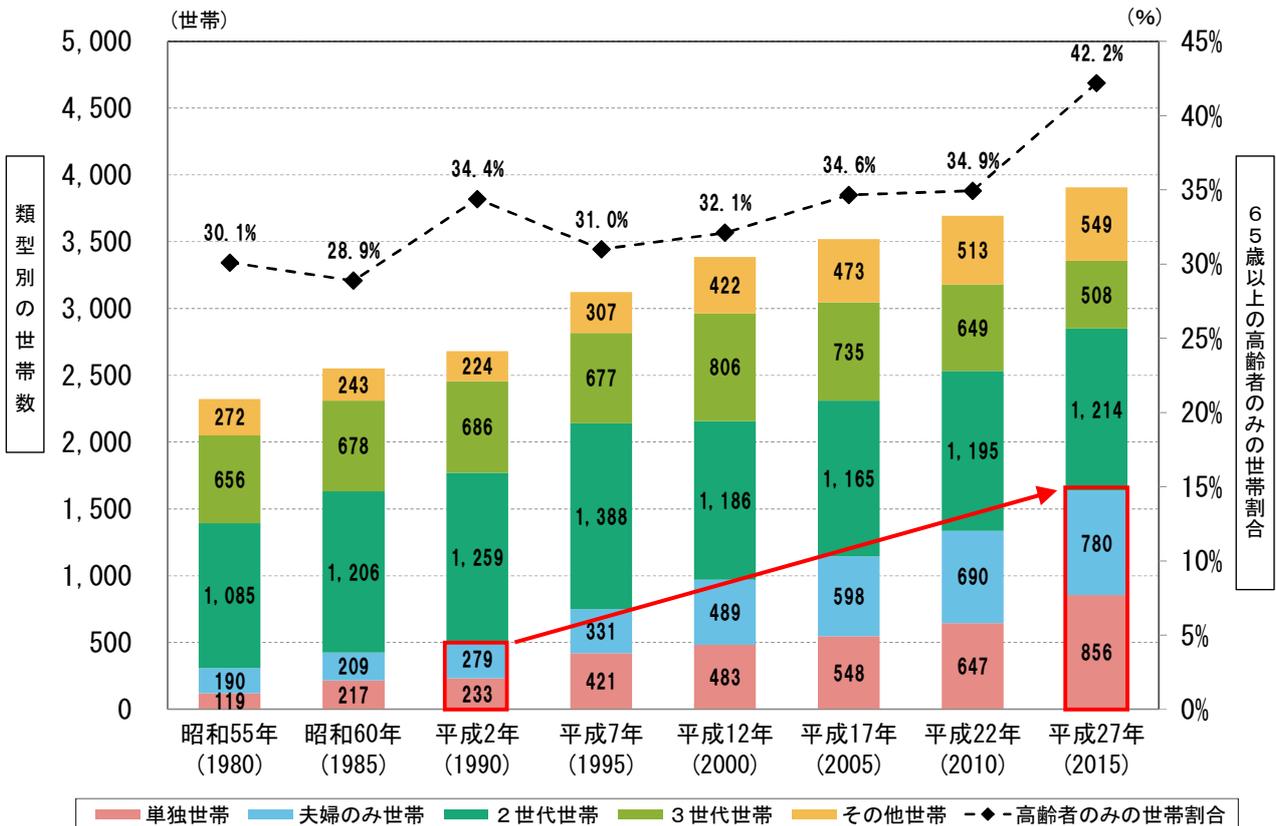
## (6) 類型別世帯数の推移

世帯数は増加傾向にあります。

類型別の世帯では、「単独世帯」「夫婦のみ世帯」の数が増加しています。

また、平成27年においては、「単独世帯」及び「夫婦のみ世帯」のうち約42%が65歳以上の高齢者世帯となっており、世帯構成においても高齢化が進行しています。

### 【類型別の世帯数の推移】



出典：国勢調査

「65歳以上の高齢者のみの世帯割合」は、「単独世帯」及び「夫婦のみの世帯」のうち、夫婦またはいずれかが65歳以上である世帯の割合を示します。

## 2. 町内の都市機能立地状況

### (1) 商業施設

生鮮食料品を扱うスーパーが中部地区に進出しており、コンビニは各地区にあります。また、小売店舗（ドラッグストア、ホームセンター）が中部地区に進出しています。



	施設数		
	西部地区	中部地区	東部地区
コンビニエンスストア	3	1	1
スーパーマーケット	0	1	0
小売店舗	0	2	0

## (2) 医療施設

歯科が中部地区に進出しており、複数科の医療施設は中部地区・西部地区にある一方で、東部地区には医療施設がないことがわかります。

また、入院機能を有する病院が、町内にはありません。



	施設数		
	西部地区	中部地区	東部地区
病院（入院機能有）	0	0	0
複数科の医療施設	1	2	0
歯科	0	3	0

### (3) 介護福祉機能

中部地区を中心に、介護福祉機能（公共施設）、小規模多機能型介護施設、訪問系介護施設が進出しています。東部地区・西部地区にも進出が見られるものの、数が少ない状況です。



	施設数		
	西部地区	中部地区	東部地区
小規模多機能型介護施設	0	1	0
通所系介護施設	1	3	0
訪問系介護施設	0	2	1
入所系介護施設	1	2	0
保健・福祉施設	0	2	0

#### (4) 子育て機能・教育機能

中部地区に明和中学校、県立館林商工高等学校があり、東部・西部の両地区に小学校があります。

また、東部地区にこども園が進出しているほか、東部・西部の両地区に、高齢者スペースと学童保育が一体となった施設が進出・整備が進められています。



	施設数		
	西部地区	中部地区	東部地区
こども園	0	0	1
小学校	1	0	1
中学校	0	1	0
高等学校	0	1	0
高齢者スペース+学童保育	1	0	1

## (5) 金融機能

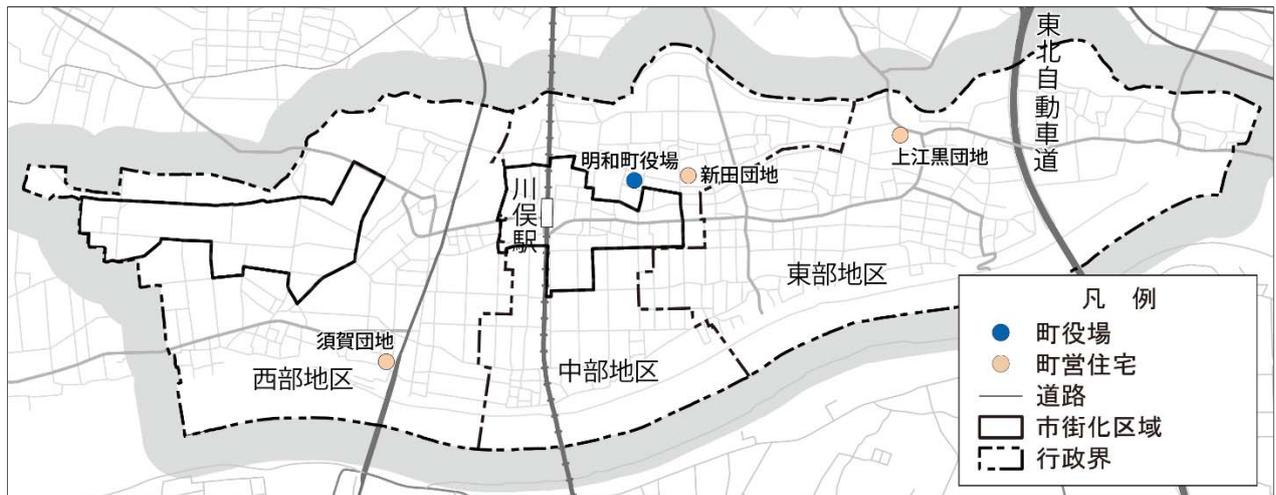
銀行などは各地区に進出しており、郵便局は東部地区・西部地区に位置しています。



	施設数		
	西部地区	中部地区	東部地区
銀行など	1	2	0
郵便局	1	0	1

## (6) 行政機能・その他機能

役場は中部地区にあり、町営住宅は各地区に位置しています。

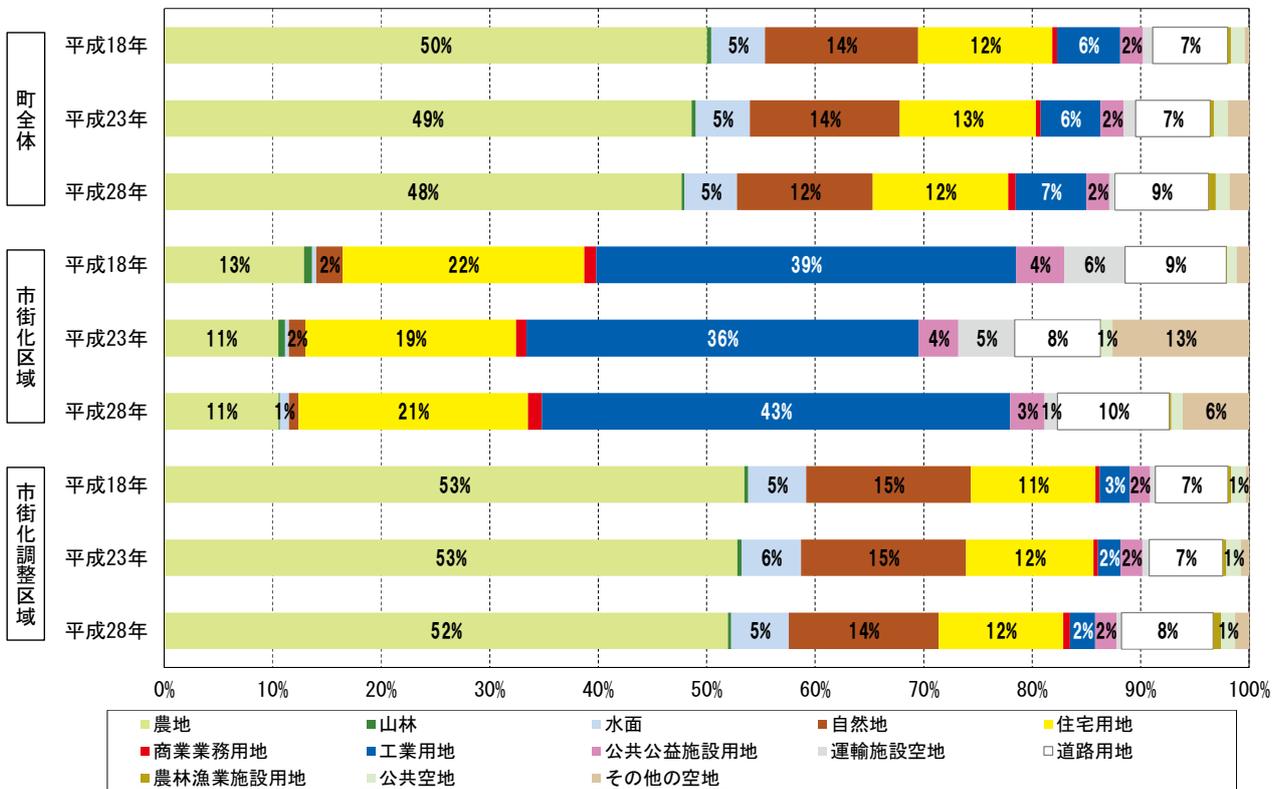


	施設数		
	西部地区	中部地区	東部地区
役場	0	1	0
町営住宅	1	1	1

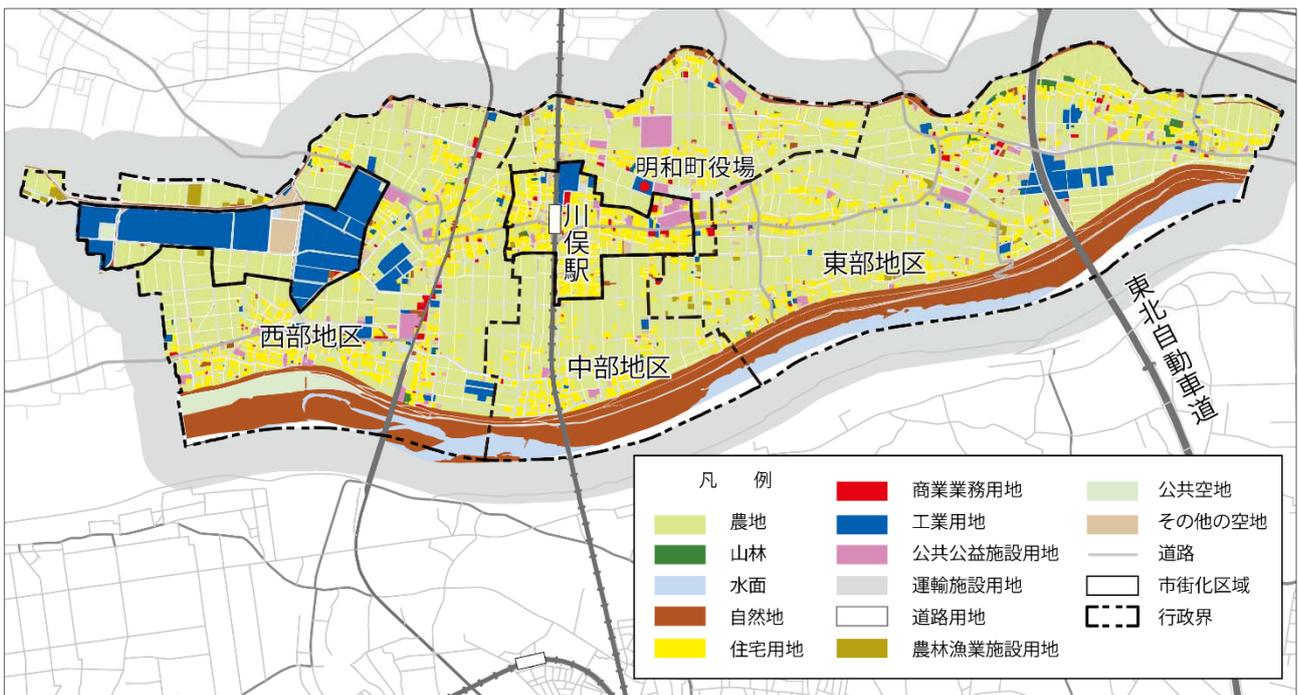
### 3. 土地利用の動向

土地利用の変化では、市街化区域内において工業用地の増加が顕著になっています。市街化調整区域においては、大きな土地利用の変化は見られません。

【土地利用別構成割合の変化（平成18年→平成28年）】



【土地利用現況（平成28年）】



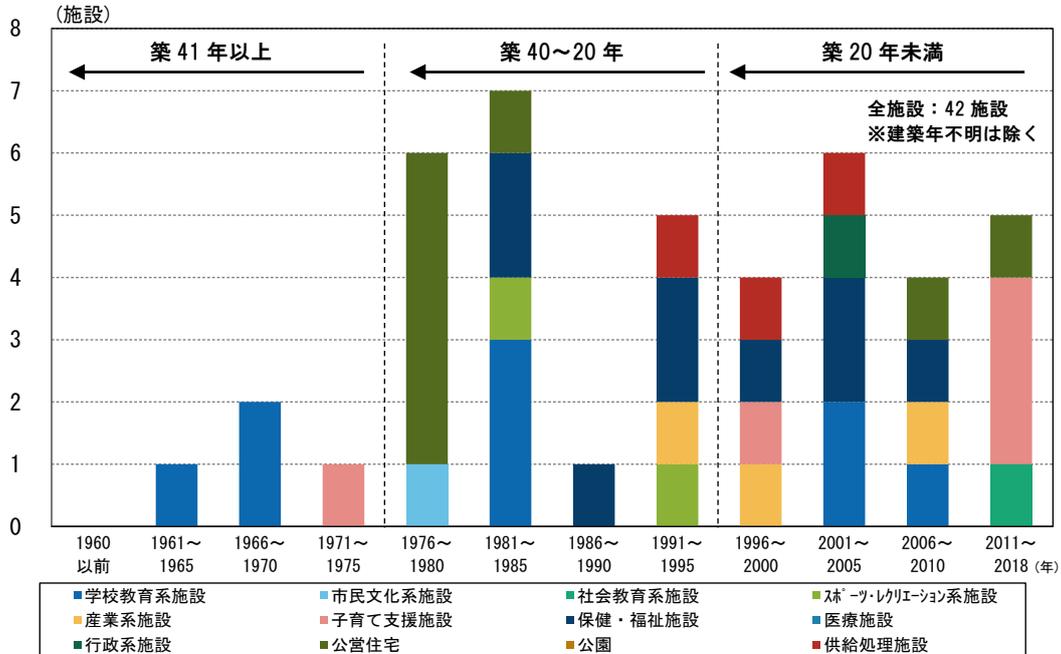
出典：都市計画基礎調査（平成28年）

## 4. 町有の公共施設の状況

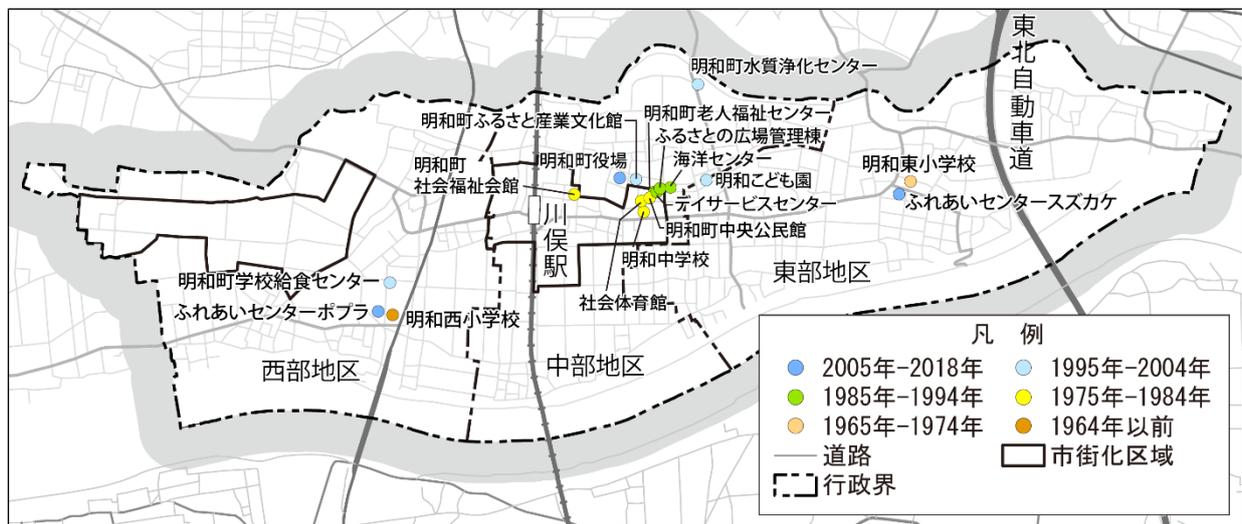
町有施設は、主に中部地区に分布しています。

建築年次で見ると、築20年～40年が経過した施設が45%を占めており、築41年以上が経過した施設も10%を占めています。

【町有施設の建築年別の施設数】



【建築年別の施設分布】



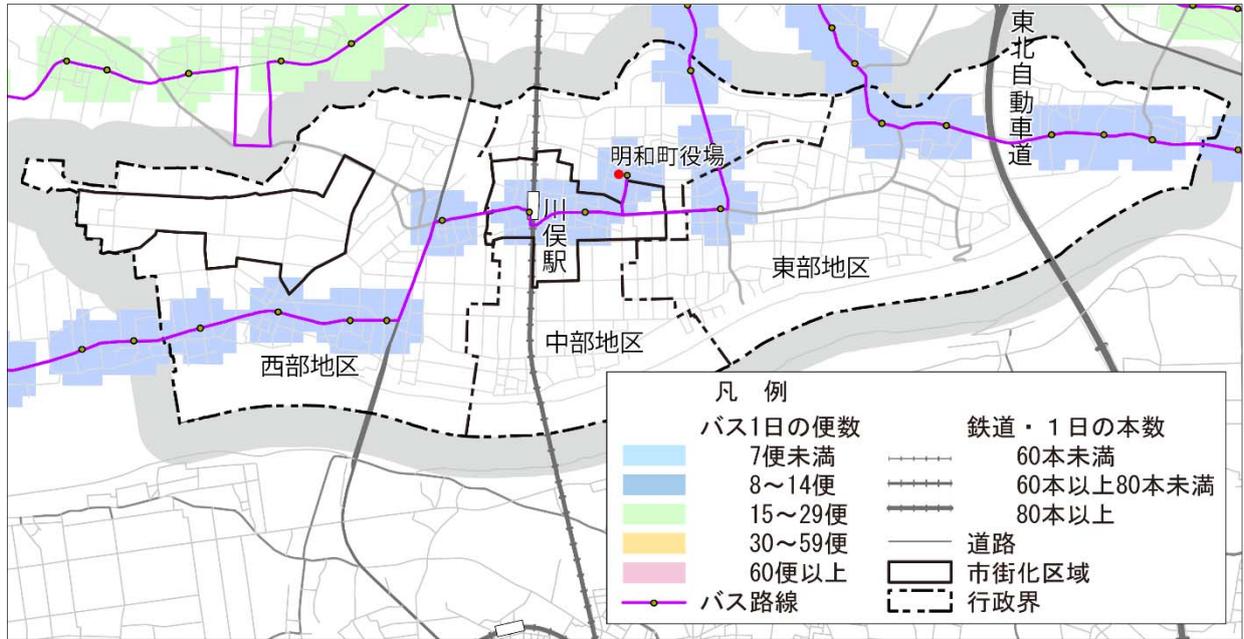
出典：明和町資料

## 5. 公共交通

### (1) 公共交通網

公共交通は、鉄道が東武鉄道伊勢崎線、バス路線は館林市や千代田町を結ぶ路線が形成されています。便数については、鉄道は確保されていますが、バス路線は日便数が15便以下と、利便性が低い状況にあります。

#### 【鉄道及びバスの状況】（平成29年4月時点）

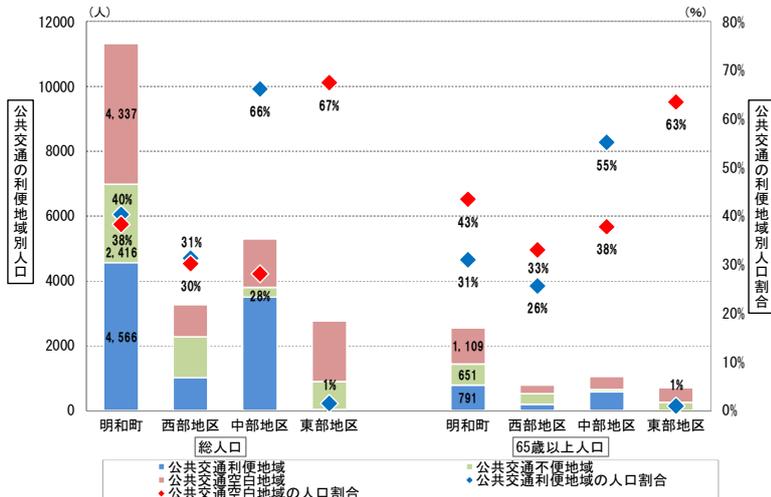


## (2) 公共交通利便地域

公共交通利便地域の人口の割合は、町全体で40%にとどまり、公共交通空白地域の人口の割合は38%にのぼります。

地区別でみると、中部地区では公共交通利便地域の人口の割合は55%であるものの、特に東部地区では公共交通空白地域が63%と、利便性が確保できていません。

### 【公共交通利用圏域人口の割合】



#### 各地域の定義

##### ■公共交通利便地域

鉄道駅から1km圏内にある、または、鉄道駅から1km圏外であるが、バス運行便数が15回/日以上であるバス停から300m圏内に含まれる地域

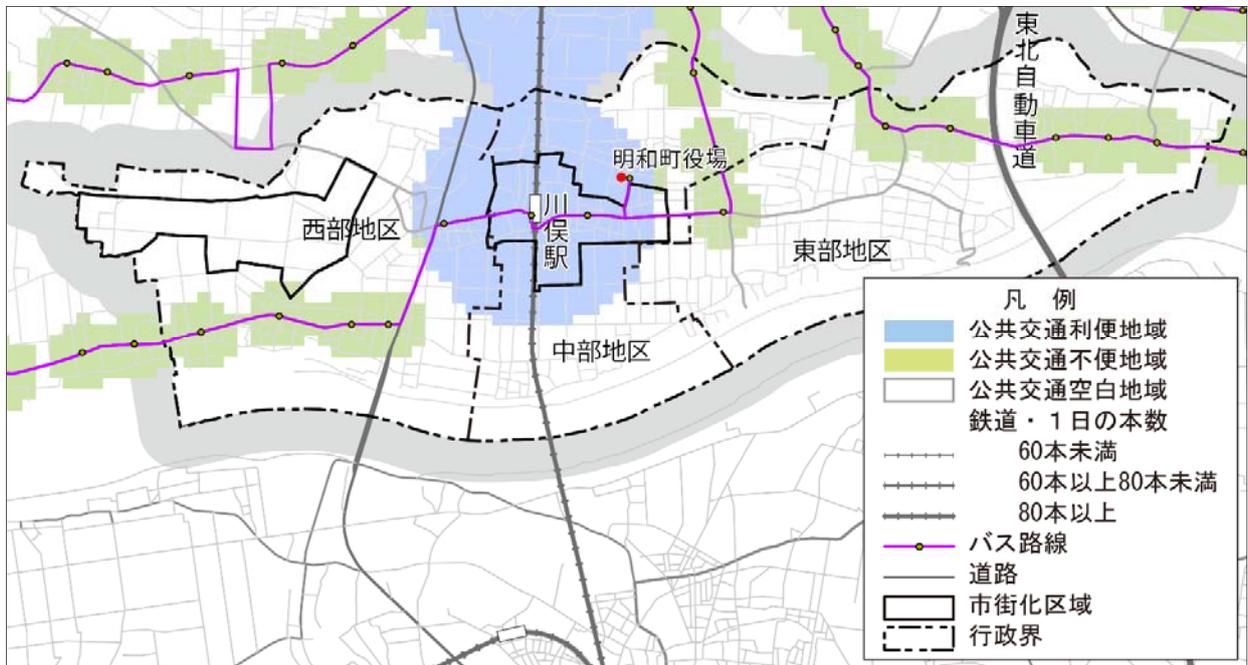
##### ■公共交通不便地域

鉄道駅から1km圏外であるが、バス運行便数が15回/日未満であるバス停から300m圏内に含まれる地域

##### ■公共交通空白地域

上記に該当しない地域

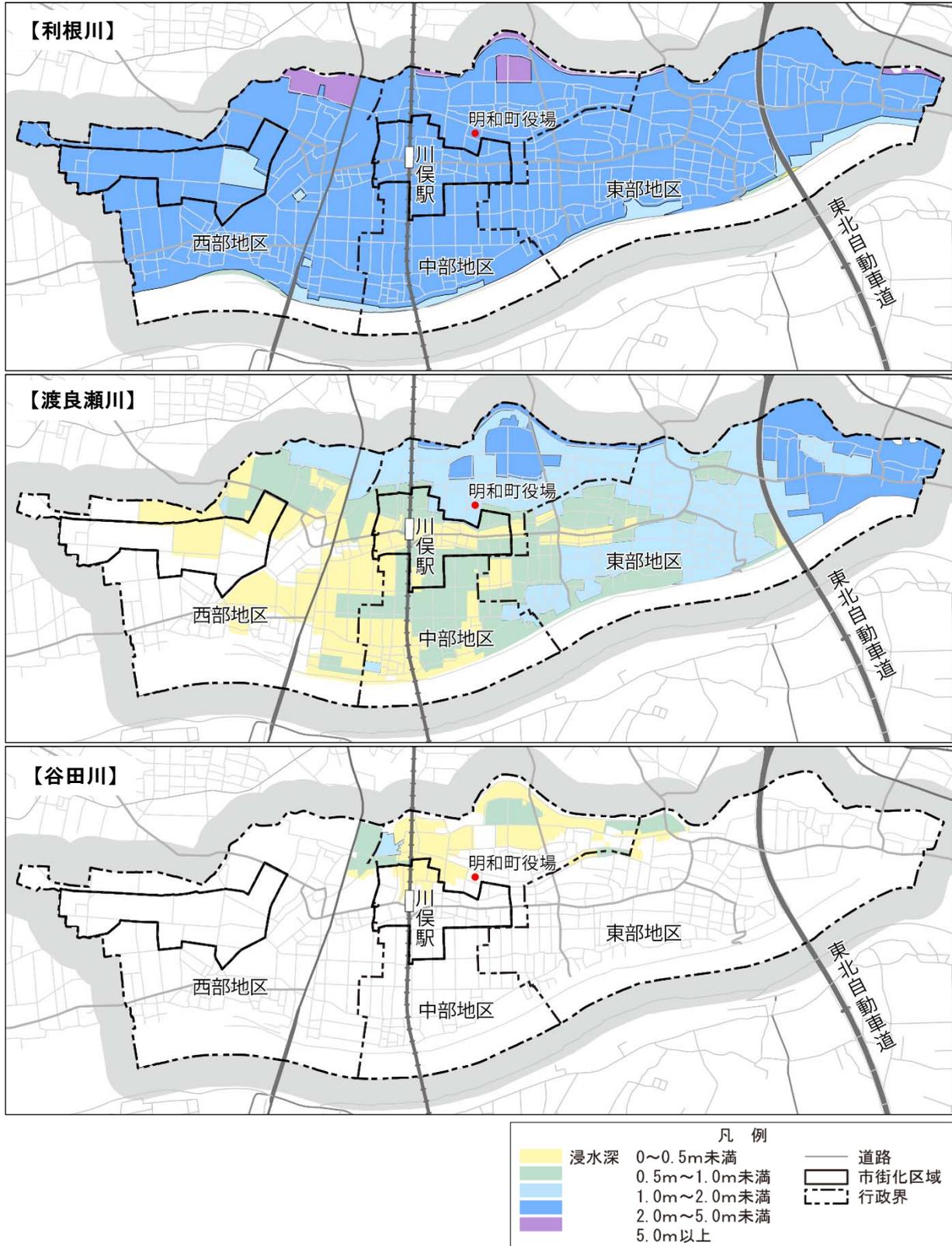
### 【公共交通利便地域】



## 6. 災害

水系別の浸水状況では、利根川水系・渡良瀬川水系・谷田川水系による浸水が想定され、特に利根川水系による浸水では、町全体が被災することが懸念されます。

【利根川・渡良瀬川・谷田川による浸水状況】（出典：明和町ハザードマップ（平成21年3月））

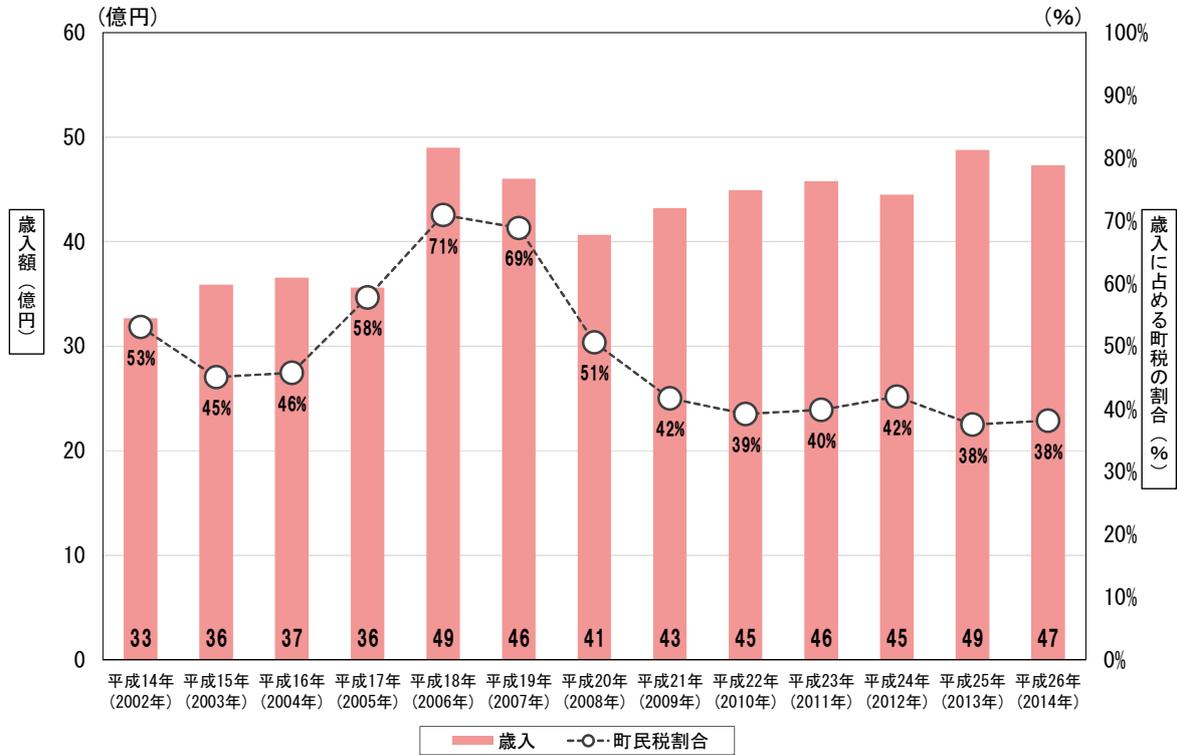


## 7. 財政の状況

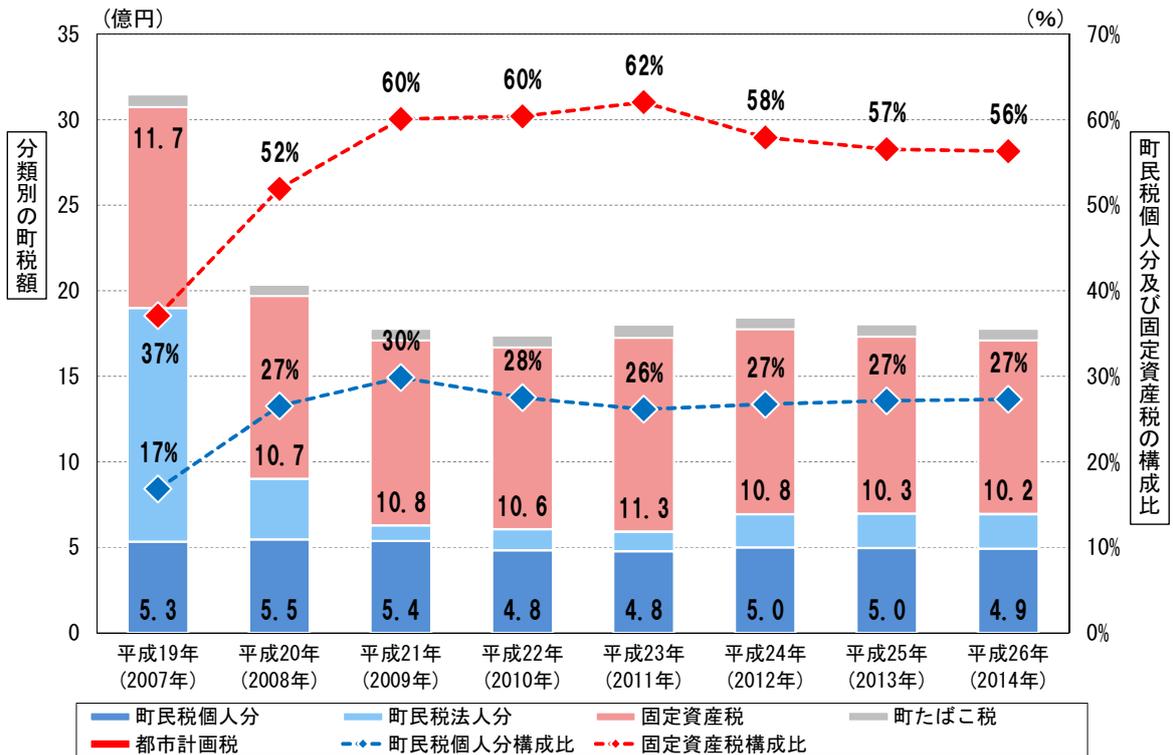
### (1) 歳入の状況

歳入では 38%を町民税などの町税が占めていますが、今後の生産年齢人口の減少により、町民税（個人分）などの減少が見込まれます。

#### 【歳入】



#### 【町税における町民税（個人分）等の推移】

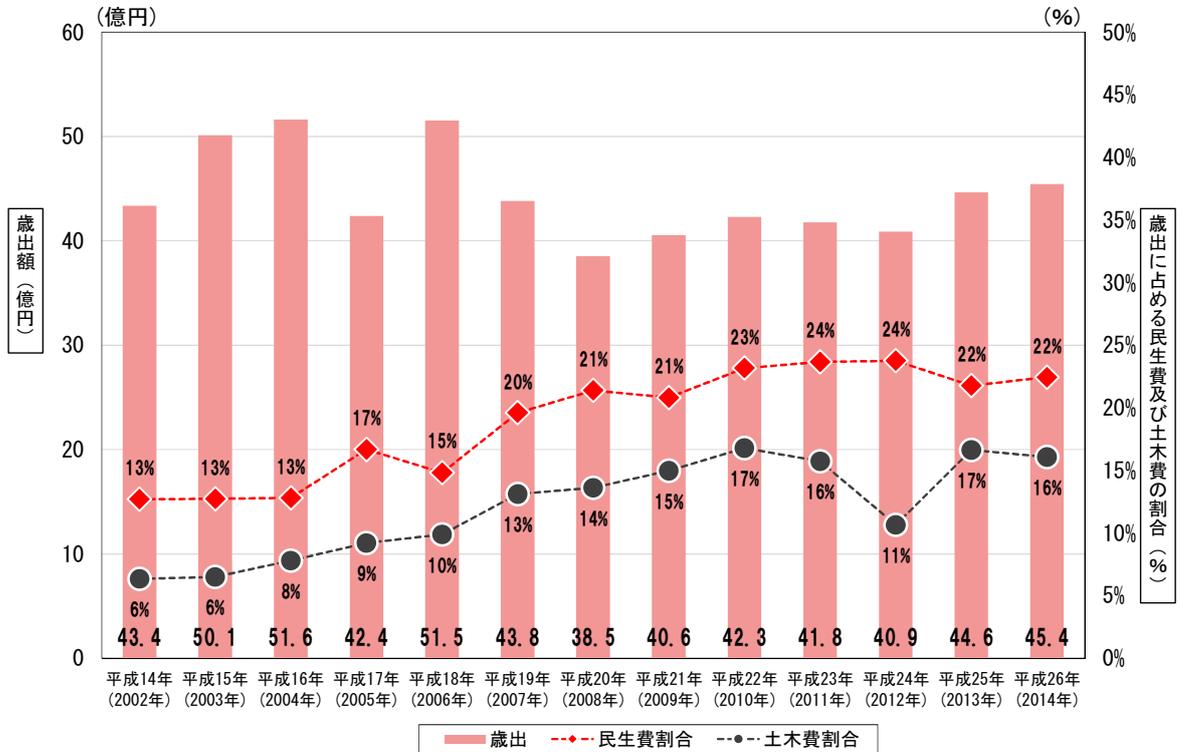


出典:総務省市町村別決算状況調

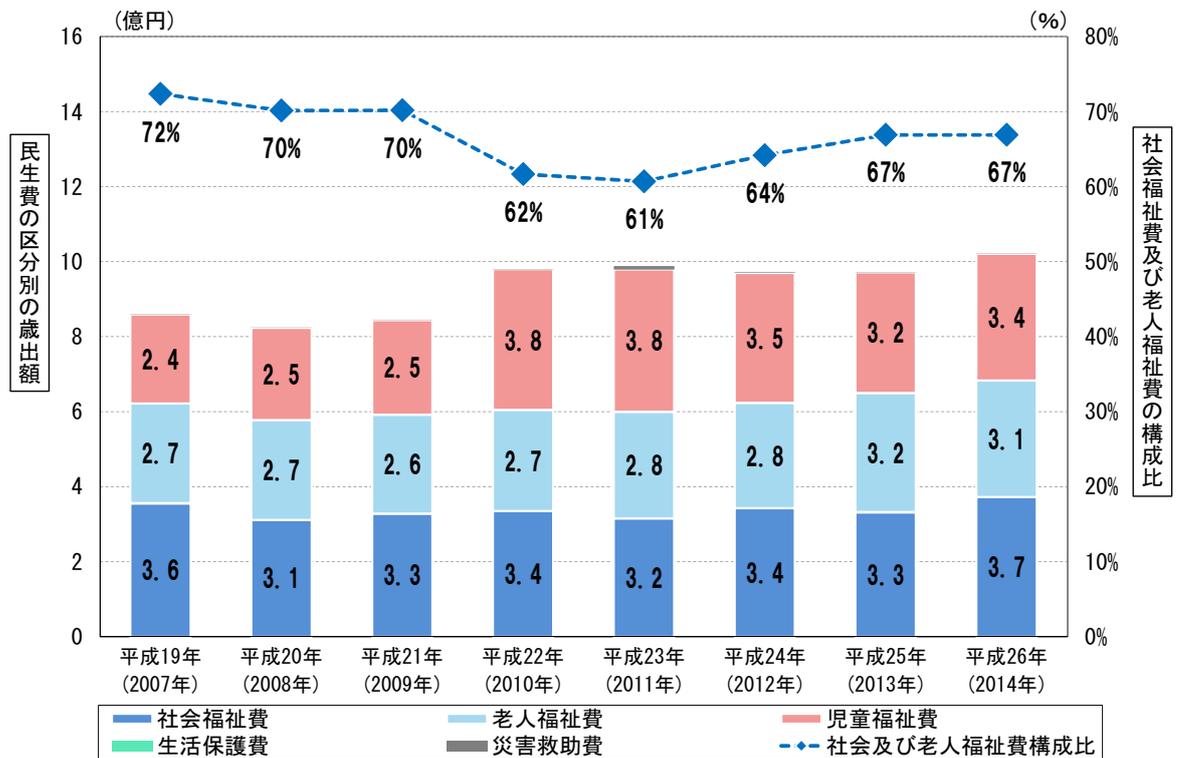
## (2) 歳出の状況

歳出では、民生費の割合は 22% ですが、今後の高齢者の増加による負担増加が見込まれるほか、道路等インフラの老朽化により維持管理費の増加も見込まれます。

### 【歳出の状況】



### 【民生費における区別の歳出額推移】



出典：総務省市町村別決算状況調

## 8. 計画の策定経緯

立地適正化計画の策定にあたって、「庁内検討委員会」のほか、有識者や町民が参加する「策定委員会」を開催し、計画内容の審議・検討を行いました。

### (1) 委員会の開催日と議題

年度	回	年月日	議事内容
平成 28 年度 (2016 年度)	第 1 回	庁内検討委員会 平成 29 年 2 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明和町の現状について</li> <li>● 将来の見通しから生じる問題などについて</li> </ul>
		策定委員会 平成 29 年 3 月 2 日	
平成 29 年度 (2017 年度)	第 2 回	庁内検討委員会 平成 29 年 7 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明和町が抱える地区別課題と解決の方向性について</li> <li>● 明和町の立地適正化計画に関する基本方針について</li> </ul>
		策定委員会 平成 29 年 7 月 20 日	
	第 3 回	庁内検討委員会 平成 29 年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定</li> </ul>
		策定委員会 平成 29 年 11 月 21 日	
	第 4 回	庁内検討委員会 平成 30 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定について</li> <li>● 交通ネットワークに関する方針について</li> <li>● 誘導施策について</li> <li>● 計画の実現に向けて</li> </ul>
		策定委員会 平成 30 年 1 月 25 日	
	第 5 回	庁内検討委員会 平成 30 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「明和町立地適正化計画（最終案）」について</li> </ul>
		策定委員会 平成 30 年 3 月 22 日	

※庁内検討委員会及び策定委員会は、同一議事内容にて審議・検討を行いました。

### 委員会開催の様子



## (2) 検討体制

【平成28年度】

### 庁内検討委員会

氏名	役職	区分
野本 泰生	明和町副町長	委員長
金子 博	明和町教育長	副委員長
篠木 眞一郎	総務課長	委員
島田 欣重	企画財政課長	委員
小林 雄司	税務課長	委員
福島 義雄	住民環境課長	委員
高瀬 静子	健康づくり課長	委員
蓮見 幸夫	介護福祉課長	委員
立川 明浩	産業振興課長	委員
瀬下 嘉彦	都市計画課長	委員
小平 健一	会計管理者	委員
奈良 英雄	議会事務局長	委員
石島 秀一	学校教育課長	委員
落合 康秀	生涯学習課長	委員

### 策定委員会

氏名	所属等	備考
蟹江 好弘	学識経験者	まちづくり
下田 美里	群馬県県土整備部都市計画課	都市計画
竹越 亨	医師	医療介護
小磯 守正	公共交通事業者	交通
川島 雅之	明和消防署	消防防災
金子 昌弘	町労使教育委員会	産業
矢之貴洋子	町民生委員児童委員協議会	健康福祉
竹内 弘明	町教育委員	教育
峯崎 宏之	明和緑親会	農業
大川 友矢	公募応募者	地元町民
寺内 悠太		
瀬下 嘉彦	町都市建設課	町職員

【平成29年度】

庁内検討委員会

氏名	役職	区分
野本 泰生	明和町副町長	委員長
金子 博	明和町教育長	副委員長
瀬下 嘉彦	総務課長	委員
高際 伸互	企画財政課長	委員
北島 充	税務課長	委員
関口 峰之	住民環境課長	委員
柿沼 康修	健康づくり課長	委員
蓮見 幸夫	介護福祉課長	委員
川辺 登	産業振興課長	委員
森 和之	都市計画課長	委員
小平 健一	会計管理者	委員
島田 欣重	議会事務局長	委員
吉田 博之	学校教育課長	委員
立川 明浩	生涯学習課長	委員

策定委員会

氏名	所属等	備考
蟹江 好弘	学識経験者	まちづくり
下田 美里	群馬県県土整備部都市計画課	都市計画
竹越 亨	医師	医療介護
小磯 守正	公共交通事業者	交通
高橋 一利	明和消防署	消防防災（第2回委員会まで）
福島 公男		消防防災（第3回委員会より）
金子 昌弘	町労使教育委員会	産業
矢之貴洋子	町民生委員児童委員協議会	健康福祉
堀口 慎一	町教育委員	教育
野本 寿久	明和緑親会	農業
大川 友矢	公募応募者	地元町民
寺内 悠太		
森 和之	町都市建設課	町職員



## 明和町立地適正化計画

平成 30 年 6 月

**明和町 都市建設課 企業立地推進室 都市開発係**

〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里 2 5 0 番地 1

TEL 0276-84-3111

Email [toshikei@town.meiwa.gunma.jp](mailto:toshikei@town.meiwa.gunma.jp)